

常陸太田市一般廃棄物処理

基本計画

ごみの減量化・
再資源化の推進

省エネルギー・
再生可能エネルギー
導入の推進



生活雑排水の
適正処理の推進

効率的なし尿・
浄化槽汚泥処理
システムづくり
の推進

平成 31 年 3 月

常 陸 太 田 市

はじめに

常陸太田市では、2009年（平成21年）3月に、「発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）」の3Rを基本方針として掲げ、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化・資源化に向けて取り組みを強化してまいりました。

その中で、2012年（平成24年）8月1日からごみの排出量の削減、再資源化を進めるために、資源物と燃えないごみの回収無料化とごみの23分別回収を始め、その結果、翌年には資源物と燃えないごみに増加の傾向が見られます。

さらに、2019年（平成31年）3月には、「第3次常陸太田市環境基本計画」を策定し、「自然の恵みとかがやく笑顔を未来へつなぐまち」を目指すべき将来像として掲げ、ごみの減量化・再資源化についての環境目標に「ごみを減らし資源を有効活用するまち」を目指すこととしています。

この「常陸太田市一般廃棄物処理基本計画」はこのような本市を取り巻く状況や、社会情勢、環境問題を踏まえ、新たにごみの減量化・再資源化等の目標を設定し、循環型社会の形成を目指すものとします。

目次

第1章 基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	2
1.2 計画の位置付け	3
1.3 計画の対象区域	4
1.4 計画の対象廃棄物	5
1.5 計画目標年度	5
1.6 計画の進行管理	6
第2章 市の概要	7
2.1 常陸太田市の概要	8
2.1.1 常陸太田市の沿革	8
2.1.2 地理的・地形的特性	8
2.1.3 気候	9
2.1.4 人口・世帯の動向	10
2.1.5 産業	11
2.1.6 土地利用	12
2.1.7 下水道の整備状況	12
2.2 将来人口	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
3.1 ごみを取り巻く社会情勢	15
3.1.1 関係法令	15
3.1.2 国、県の達成目標	18
3.2 ごみ処理の状況	20
3.2.1 ごみ処理フロー	20
3.2.2 生活系ごみの分別区分・排出方法	21
3.2.3 ごみ排出量	22
3.2.4 再資源化の実績	24
3.2.5 ごみ質分析結果	26
3.2.6 収集・運搬の概要	27
3.2.7 中間処理の概要	28
3.2.8 最終処分の概要	30
3.2.9 ごみの処理経費	31
3.2.10 ごみの排出抑制・再資源化の状況	32
3.2.11 類似自治体との比較検討	36
3.3 ごみ処理の課題の整理	38
3.3.1 課題1：発生・排出抑制	38

3. 3. 2	課題 2 : 収集・再資源化	38
3. 3. 3	課題 3 : 中間処理	38
3. 3. 4	課題 4 : 最終処分量	39
3. 3. 5	課題 5 : その他	39
3. 4	ごみ処理基本計画	40
3. 4. 1	基本目標	40
3. 4. 2	ごみの減量化・再資源化	41
3. 4. 3	収集・運搬計画	46
3. 4. 4	中間処理計画	46
3. 4. 5	最終処分計画	46
3. 4. 6	その他の施策など	47
第 4 章	生活排水処理基本計画	48
4. 1	生活排水を取り巻く社会情勢	49
4. 1. 1	関係法令	49
4. 1. 2	国、県の達成目標	50
4. 2	生活排水処理の状況	51
4. 2. 1	生活排水処理体系	51
4. 2. 2	生活排水の処理主体	52
4. 2. 3	生活排水処理形態別人口	52
4. 2. 4	生活排水処理率の推移	53
4. 2. 5	し尿及び浄化槽汚泥の処理量	54
4. 2. 6	収集・運搬	54
4. 2. 7	中間処理	55
4. 2. 8	最終処分、再資源化	55
4. 3	生活排水処理の課題の整理	56
4. 3. 1	課題 1 : 生活排水の未処理放流	56
4. 3. 2	課題 2 : 合併処理浄化槽の適正な維持管理	56
4. 3. 3	課題 3 : 収集・運搬	56
4. 3. 4	課題 4 : 中間処理	56
4. 4	生活排水処理基本計画の基本フレーム	57
4. 4. 1	基本方針	57
4. 4. 2	基本目標	58
4. 5	生活排水処理基本計画	59
4. 5. 1	普及・啓発計画	59
4. 5. 2	収集・運搬計画	59
4. 5. 3	中間処理計画	60
4. 5. 4	その他の施策など	60

第 1 章 基本的事項

1. 1 計画策定の趣旨

今日の私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の利便性や効率性を重視した社会経済システムを背景に、食物、衣料、生活用品などを容易に手に入れることができるようになりました。しかし、こうしたライフスタイルの変革は、私たちに物質的豊かさをもたらした一方で、廃棄物問題、自動車公害や生活排水問題などの都市生活型の環境問題を顕在化させることになりました。

国では、従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型社会経済システムに代わり、環境への負荷を抑制し、将来に持続可能な循環型社会経済システムの形成を目指して、2013年（平成25年）5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、これに併せて、廃棄物、リサイクル対策を中心とした、法体系の整備が行われました。2018年（平成30年）6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定し、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを継続しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面に視野を広げるものとしています。本市では、深刻化する環境問題に対応し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、2008年（平成20年）12月に「常陸太田市環境基本条例」を制定しました。

2009年（平成21年）3月には、この条例に基づき「常陸太田市環境基本計画」を、2014年（平成26年）3月には、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとして「第2次常陸太田市環境基本計画」を策定しています。2019年（平成31年）3月には、「第3次常陸太田市環境基本計画」を策定しています。

今回、「常陸太田市一般廃棄物処理基本計画〔計画期間 H21 年度～H30 年度〕（以下、「前計画」という。）」が 2018 年度（平成 30 年度）で満了となることを踏まえ、前計画の理念を引き継ぎ、新たな「常陸太田市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、「循環型社会」の形成に向け更なる取り組みを推進していきます。

計画策定にあたっては、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

1. 2 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。

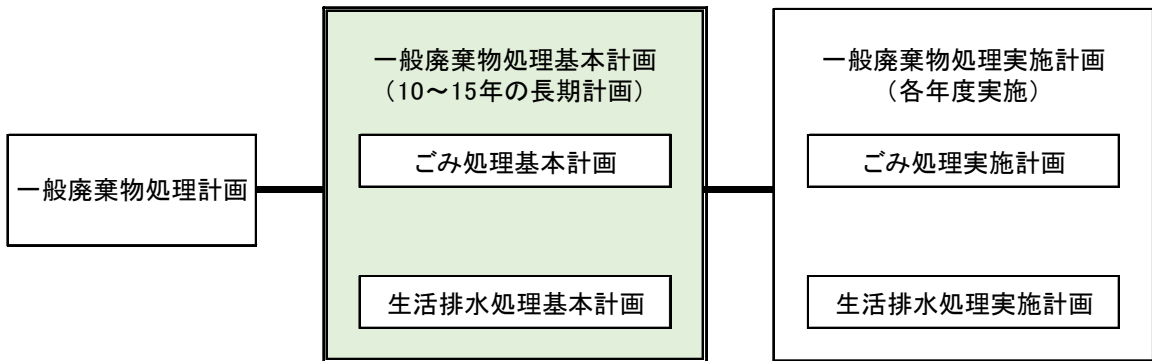


図 1-1 本計画の構成

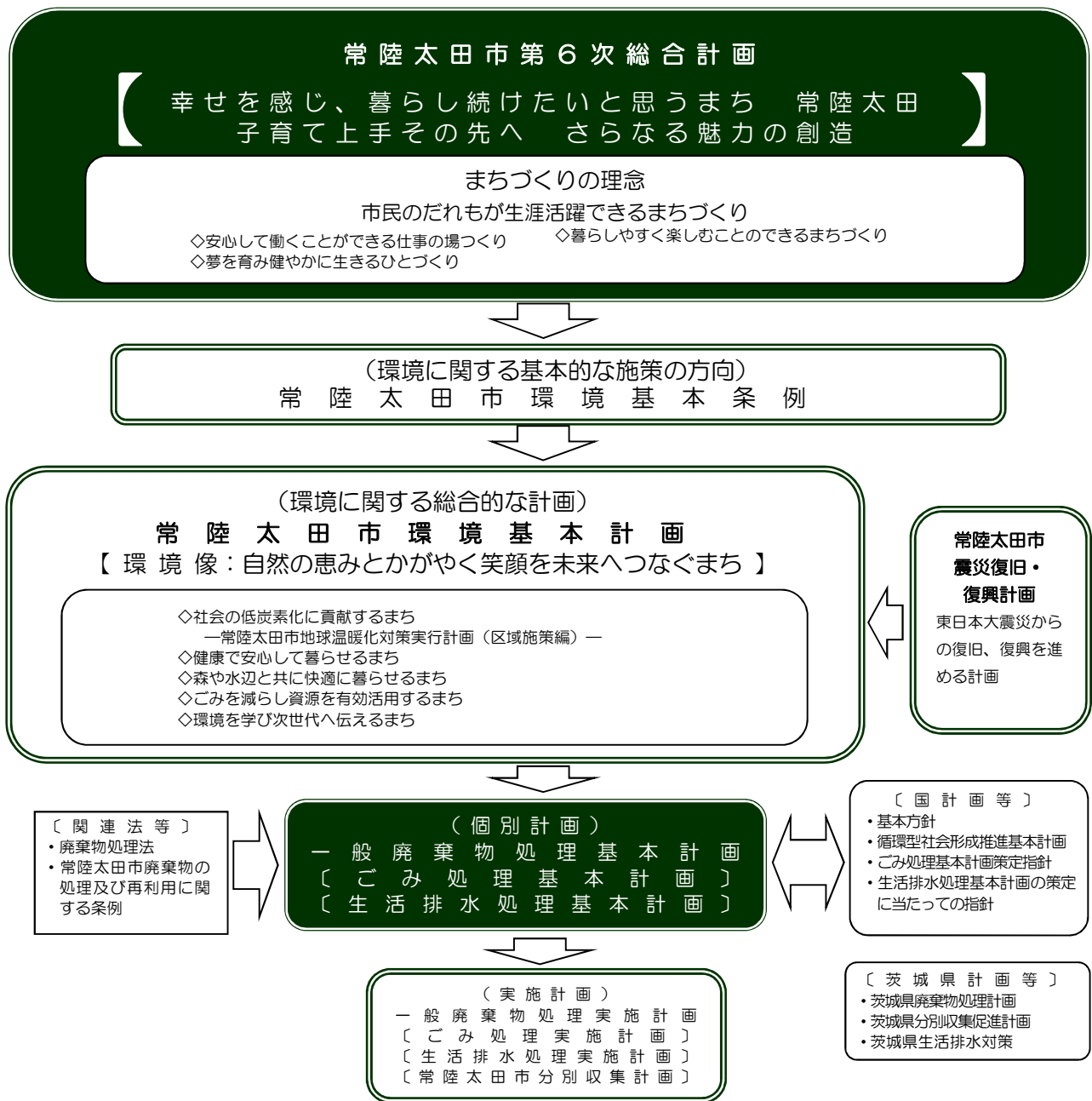


図 1-2 本計画の位置付け

1. 3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

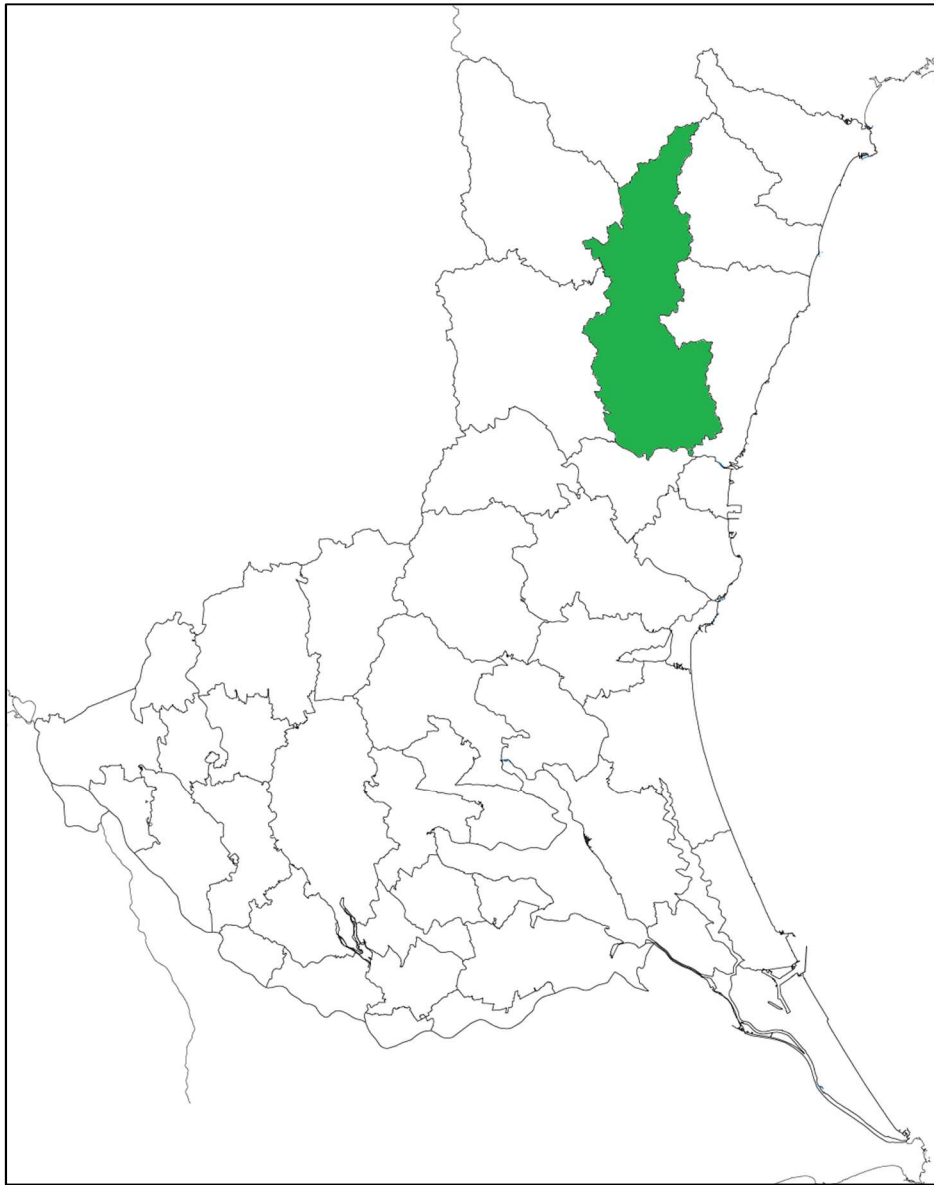
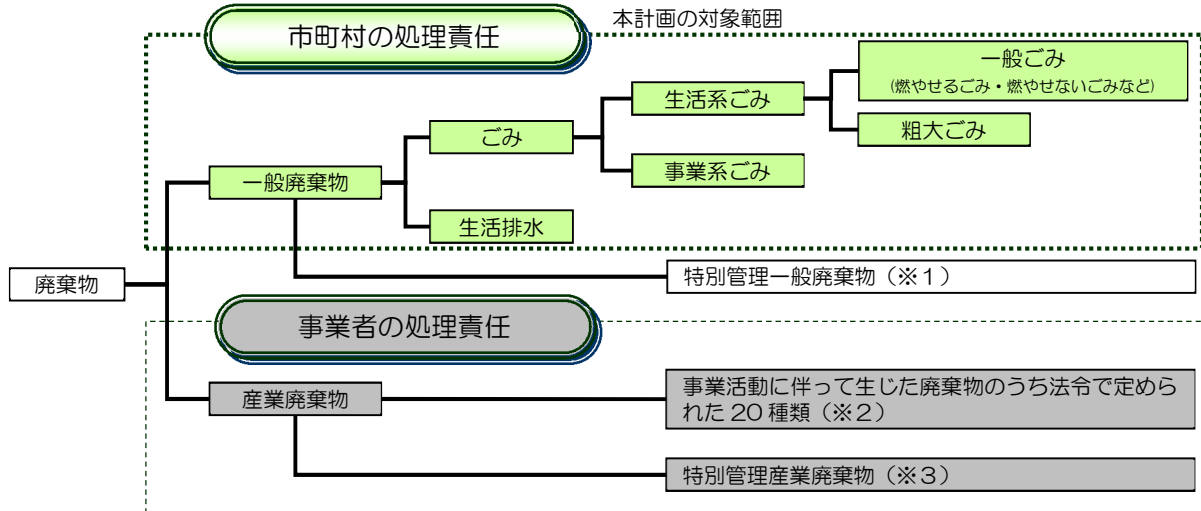


図 1-3 計画の対象区域

1. 4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、市内で発生する「一般廃棄物」です。なお、生活排水は一般廃棄物に区分されます。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（P C B使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

出典：廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4

図 1-4 対象とする廃棄物

1. 5 計画目標年度

本計画は、2019年度（平成31年度）を初年度とし、10年後の2028年度までを計画期間とします。さらに、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

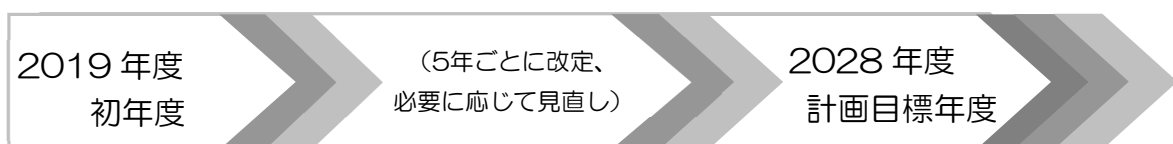


図 1-5 計画目標年度

1. 6 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。



図 1-6 PDCA サイクル

第2章 市の概要

2. 1 常陸太田市の概要

2. 1. 1 常陸太田市の沿革

本市は、多くの遺跡や古墳群にみられるように、縄文・弥生の時代からこの地域の中心地として栄え、平安時代の末よりは、奥七郡など県北地方一帯を支配した常陸の豪族佐竹氏の本拠地として約 460 年間繁栄し、江戸時代に入ると、徳川光圀公が晩年を過ごした西山荘や水戸徳川家歴代藩主の墓所である瑞龍山、11 代藩主昭武公の山荘天竜院などに代表されるように水戸藩領地として発展し、明治時代には郡役所の設置や棚倉街道の商業中心都市として繁栄をしてきました。また、平安時代より 72 年ごとに行われる西金砂神社と東金砂神社の大祭礼など、歴史と文化にあふれるまちです。

市域南端を流れる久慈川の支流である、里川、山田川、浅川が南北を貫流し、その流域沿いには多くの集落が形成され、上質なコシヒカリの産地としての水田地帯が広がっており、地域産業の中核を担うとともに、ぶどうや梨などの特産物の生産地でもあります。また、山間部である北部を中心に、林業、畜産業や常陸秋そばなどが地場産業として栄えています。

2. 1. 2 地理的・地形的特性

本市は、茨城県北部に位置し、東は高萩市、日立市に、西は天子町、常陸大宮市に、南は那珂市に、北は福島県矢祭町、埴町にそれぞれ接しています。市の総面積は 371.99 km²、南北約 40 km、東西約 15 km の広がりを持ち、茨城県内で一番広大な市です。

久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、この河川沿いに平野が開け、水田地帯では標高約 10m ですが、北部は阿武隈山系の山岳地帯で標高 750m を超え、たおやかで豊かな稜線を望むことができます。



図 2-1 本市の位置

2. 1. 3 気候

本市の気象状況を次に示します。気候は四季を通じて穏やかですが、冬季に積雪を見ることがあります。

表 2-1 気象状況

年 月	気 温(°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)
	平均	最高	最低			
2012年 (平成24年)	13.8	38.0	-7.0	69.5	938.5	2.5
2013年 (平成25年)	14.1	38.2	-6.9	68.9	750.0	3.2
2014年 (平成26年)	14.1	38.2	-7.7	68.6	1,149.5	2.9
2015年 (平成27年)	14.7	37.1	-5.0	70.6	839.5	2.3
2016年 (平成28年)	14.8	36.9	-4.5	70.3	934.0	2.4
1月	3.8	17.1	-4.5	65.7	45.0	2.2
2月	4.9	22.4	-3.5	63.1	18.0	2.3
3月	8.1	20.5	-3.8	64.4	27.5	2.4
4月	13.2	23.9	1.9	69.4	70.0	2.8
5月	18.3	31.2	9.6	68.7	56.0	2.6
6月	21.3	32.1	10.5	74.2	68.0	2.5
7月	24.4	33.3	15.8	75.7	20.0	2.3
8月	26.5	36.9	19.2	74.7	277.5	3.0
9月	23.6	34.0	12.5	79.0	189.5	1.9
10月	17.1	32.1	5.6	70.8	56.5	2.0
11月	9.9	20.8	-0.9	72.5	57.0	2.0
12月	6.6	18.4	-3.7	65.1	49.0	2.2

2. 1. 4 人口・世帯の動向

本市の人口・世帯の推移を次に示します。
人口及び世帯数共に、減少傾向にあります。

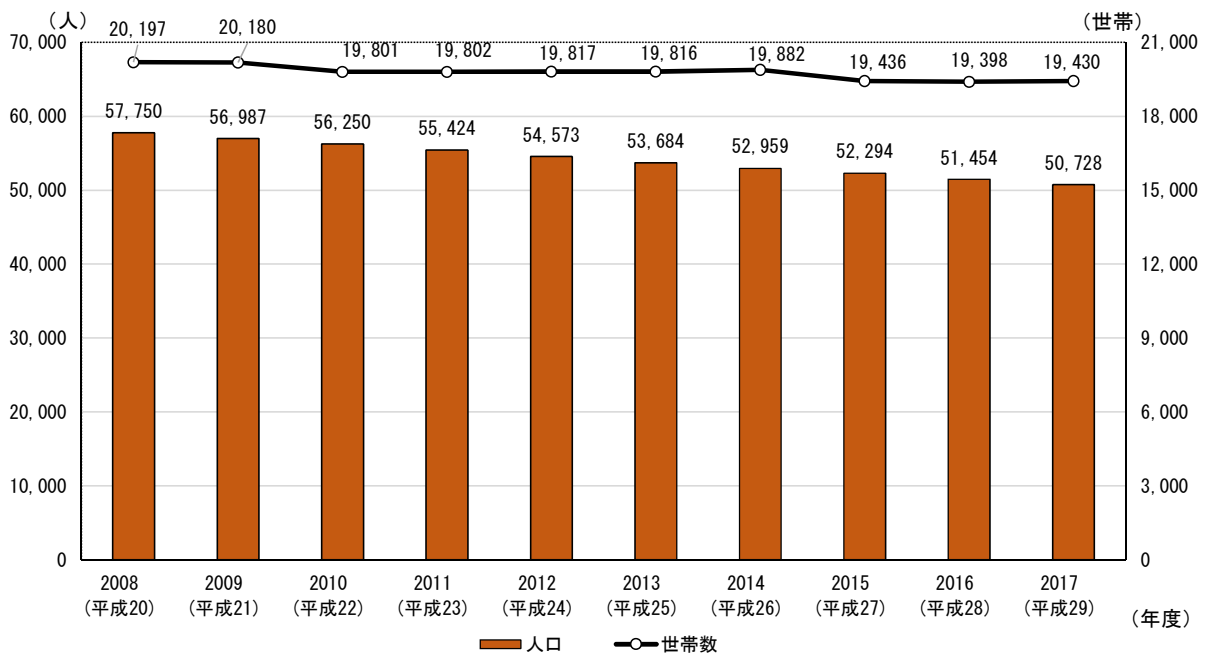
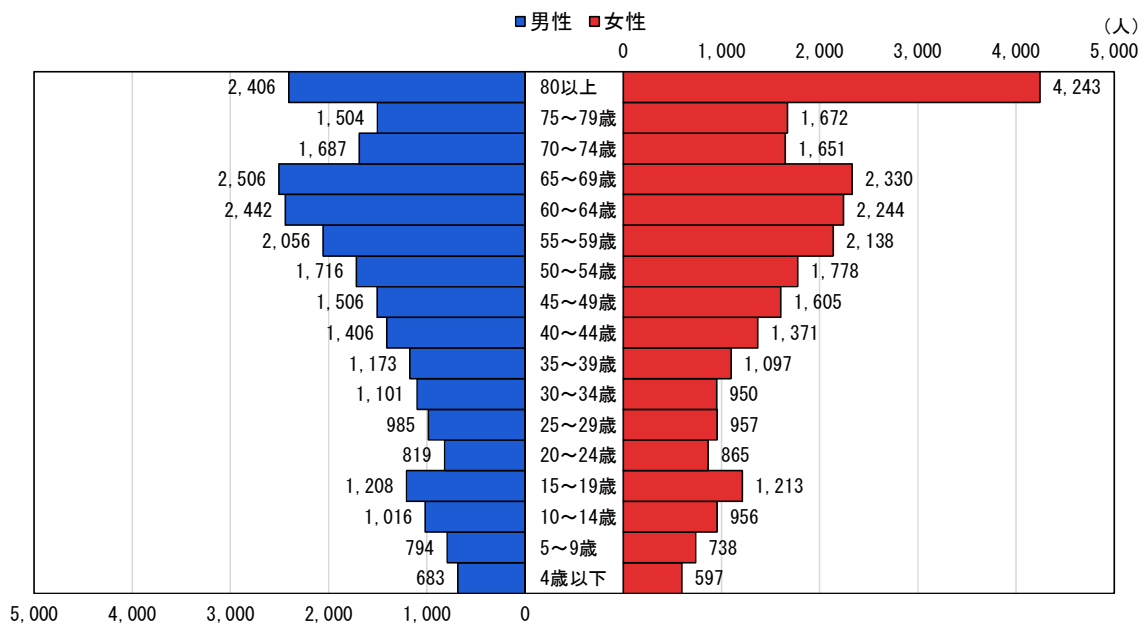


図 2-2 人口・世帯の推移

本市の人口ピラミッドを次に示します。
男性は 65～69 歳、女性は 80 歳以上の人口が最も多くなっています。



(平成 28 年 10 月 1 日現在)

図 2-3 人口ピラミッド

2. 1. 5 産業

事業所数及び従業者数の推移を示します。

本市の事業所数及び従業者数は、2012年（平成24年）に減少しましたが、2014年（平成26年）には増加に転じています。

表 2-2 事業所数及び従業者数の推移

年	区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
2006年 (平成18年)		2,388	16,012
2009年 (平成21年)		2,332	16,570
2012年 (平成24年)		1,996	13,158
2014年 (平成26年)		2,035	15,300

表 2-3 に産業大分類別の事業所数及び従業者数を示します。
事業所数は、第3次産業が72.19%を占めています。

表 2-3 産業大分類別の事業所数及び従業者数

産業大分類	2014年(平成26年)			
	事業所数(比率%)		従業員数(比率%)	
総数	2,035	100.00%	15,300	100.00%
一次産業	20	0.98%	153	1.00%
二次産業	546	26.83%	3,974	25.97%
三次産業	1,469	72.19%	11,173	73.03%

2. 1. 6 土地利用

本市の土地利用の状況を示します。

山林が最も多く 2017 年（平成 29 年）の実績では 51.06%を占めています。

表 2-4 土地利用の状況

(単位:k m²)

年 地目	2013 年 (平成 25 年)	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2017 年 (平成 29 年) の構成比 (%)
総数	372.01	372.01	371.99	371.99	371.99	100.00
宅地	16.53	16.50	16.50	16.52	16.54	4.45
田	35.19	35.14	35.08	35.06	35.04	9.42
畑	25.41	25.35	25.28	25.26	25.23	6.78
山林	191.09	190.78	190.61	190.35	189.93	51.06
原野	8.80	8.80	8.79	8.81	8.80	2.37
池沼	0.40	0.40	0.40	0.42	0.42	0.11
雑種地	17.18	17.32	17.33	17.35	17.44	4.69
その他	77.41	77.72	78.00	78.22	78.59	21.13

2. 1. 7 下水道の整備状況

本市の下水道整備状況の推移を示します。

下水道の普及率は 82.1%となっています。

表 2-5 下水道整備状況の推移

年	区分	処理人口 (人)	全人口に対する 普及率(%)
2013 年 (平成 25 年)		44,822	78.9
2014 年 (平成 26 年)		44,981	80.2
2015 年 (平成 27 年)		44,685	81.0
2016 年 (平成 28 年)		44,308	81.5
2017 年 (平成 29 年)		43,924	82.1

2. 2 将来人口

次に将来予測人口を示します。

本市では常陸太田市人口ビジョンを作成しており、本市の将来人口を推計しており、本市の将来像を加味していることから、この推計値を採用値とします。

目標年度の2028年度の人口を47,175人とします。

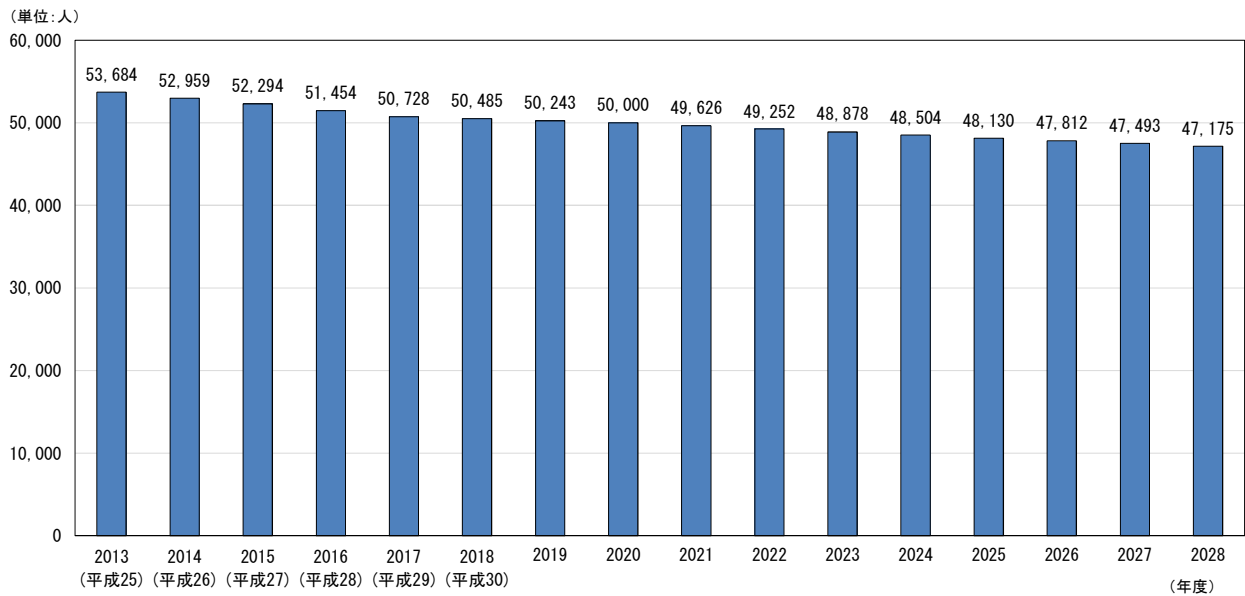


図 2-4 将来人口

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみを取り巻く社会情勢

3. 1. 1 関係法令

1) 関係法令の概要

2001年（平成13年）1月「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成の推進や「3R」の考え方が示され、この法律の施行を契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要を次に示します。

表 3-1 関連法の概要

年	月	関 連 法	概 要
1994年 (平成6年)	8月	環境基本法完全施行（環境全般）	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
2000年 (平成12年)	4月	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物の再資源化を進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者には再資源化の責任を明確化しています。
2001年 (平成13年)	1月	循環型社会形成推進基本法完全施行（循環型社会形成）	廃棄物・再資源化対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効性のある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
	4月	家電リサイクル法完全施行（家電品）	平成13年4月以降、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引き取り及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品の再資源化を推進しています。
		資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコンなど）	10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R（リデュース、リユース、再資源化）の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
		グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）	国などの公的部門による環境物品などの調達の推進、環境物品などの情報提供の推進及び環境物品などへの需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
5月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料などの原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。	
2002年 (平成14年)	5月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
2005年 (平成17年)	1月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）	循環型社会を形成するため、自動車の再資源化について最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストの再資源化）を負担することが義務付けられています。
2013年 (平成25年)	4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

2) 関係法令の体系

関連法の体系を次に示します。

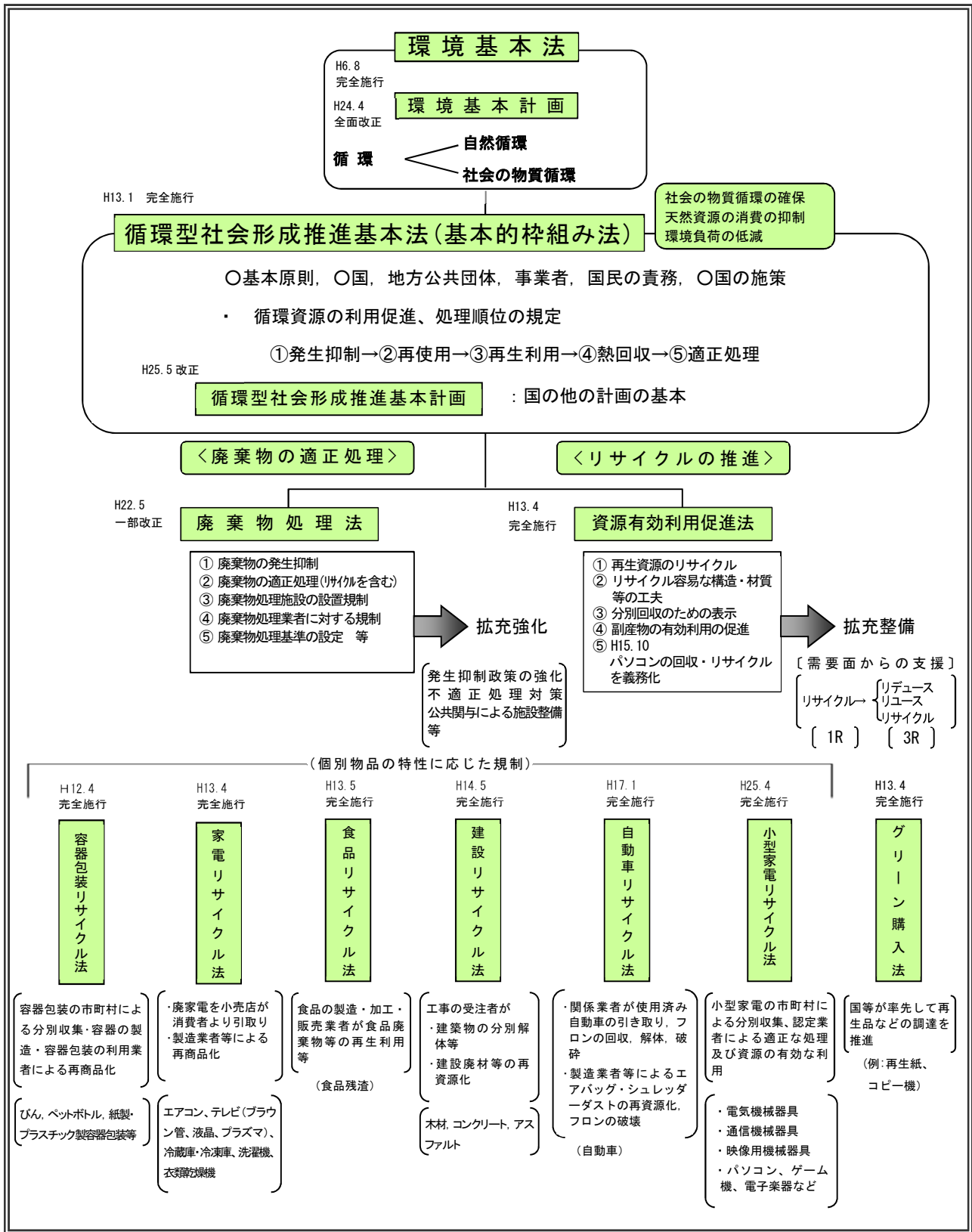


図 3-1 関連法の体系

3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。次に廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過を示します。

表 3-2 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過

年	月	関連する計画など	
2001年 (平成13年)	5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）	策定
	8月	第1次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）	策定
2003年 (平成15年)	3月	循環型社会形成推進基本計画（国）	策定
2005年 (平成17年)	4月	循環型社会形成推進交付金制度（国）	施行
	5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）	改正
2006年 (平成18年)	3月	第2次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）	策定
2008年 (平成20年)	3月	第二次循環型社会形成推進基本計画（国）	策定
2010年 (平成22年)	12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）	改正
2011年 (平成23年)	3月	第3次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）	策定
2013年 (平成25年)	5月	第三次循環型社会形成推進基本計画（国）	策定
2016年 (平成28年)	1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）	変更
2016年 (平成28年)	3月	第4次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）	策定
2018年 (平成30年)	6月	第四次循環型社会形成推進基本計画（国）	策定

3. 1. 2 国、県の達成目標

1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

国の数値目標を次に示します。

表 3-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減(生活系ごみ500g/人・日)
再資源化率	平成24年度の21%に対し、平成32年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減

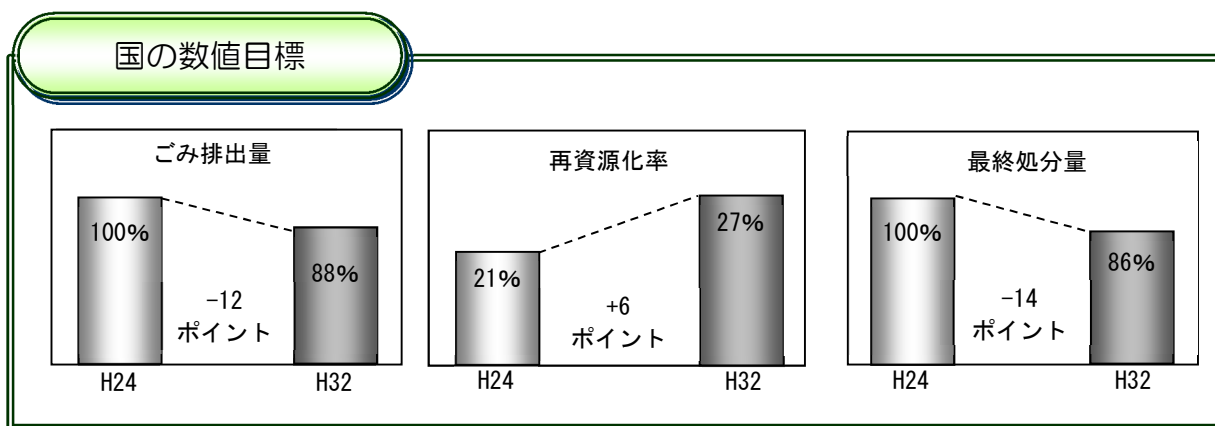


図 3-2 国の数値目標

2) 県の達成目標

第4次茨城県廃棄物処理基本計画では、「各主体が連携した循環型社会の形成」を基本理念とし、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環利用できないものは適正な処分を確保することとしています。同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量などの目標が定められています。数値目標を次に示します。

表 3-4 県の数値目標

項目	目 標
ごみ排出量	平成32年度における1人1日当たりのごみ排出量を919g以下 (国の基本方針に準拠し、平成24年度実績値(1,002g)を基準として、約8%減)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	平成32年度におけるごみ1人1日当たりの生活系ごみ排出量を580g以下 (国の基本方針に準拠し、平成24年度実績値(631g)を基準として、約8%減)
再資源化率	平成32年度において27%以上 (国の基本方針に準拠し、平成24年度実績値(21.3%)を基準として、約6ポイント増)
最終処分量	平成32年度における最終処分量を88千トン以下 (国の基本方針に準拠し、平成24年度実績値(102千トン)を基準として、約14%減)

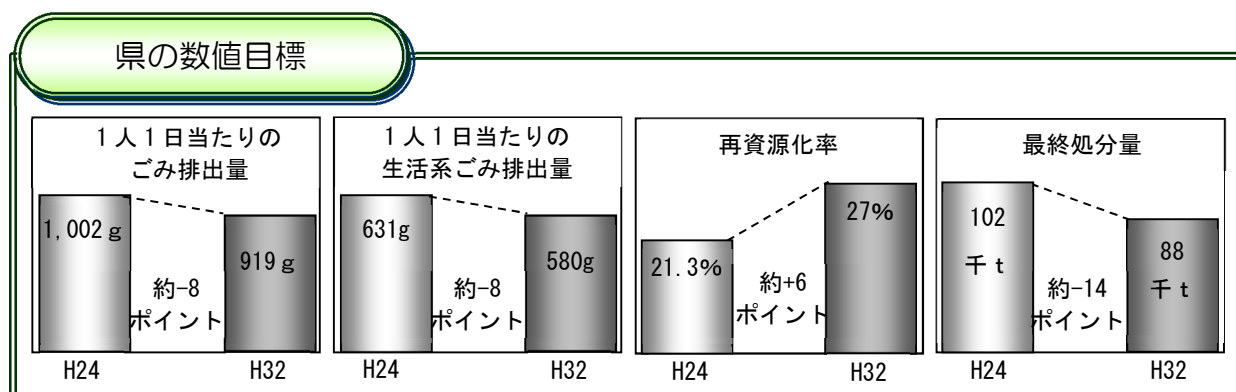


図 3-3 県の数値目標

3. 2 ごみ処理の状況

3. 2. 1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-4 に示します。

表 3-5 に示すとおり、本市では燃やすごみ（1 分別）、資源物・燃えないごみ（19 分別）、粗大ごみ（3 分別）の 3 区分（23 分別）収集を実施しています。

燃えるごみについては焼却施設で焼却処理を行い、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、不燃・粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行っています。また、分別収集された資源物については、資源化施設で再資源化処理を行っています。

本市では、市内に最終処分場を有していないため、焼却残渣及び破碎・選別処理した後の不燃物については、市外の民間最終処分場で委託処分しています。

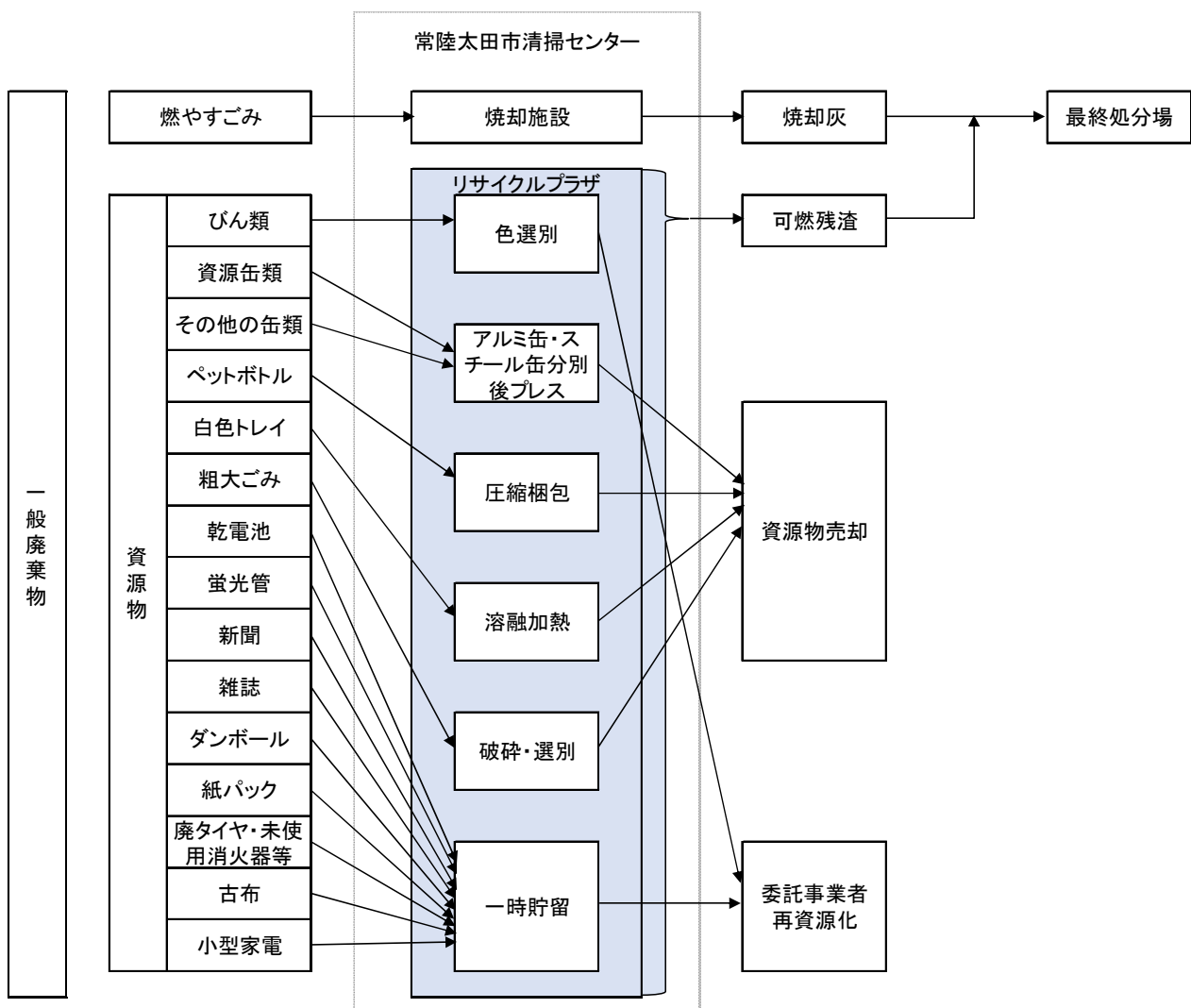


図 3-4 ごみ処理フロー

3. 2. 2 生活系ごみの分別区分・排出方法

本市の生活系ごみの分別区分および排出方法を次に示します。

表 3-5 生活系ごみの分別区分

分別品目	ごみの種類	出し方	
燃やすごみ	生ごみ、ちり紙、ゴム製品、ビニール類、プラスチック製品、革製品、落ち葉、板・枝など。	指定袋または処理券	
資源物・燃えないごみ	無色のビン	飲食用の無色透明のビン	専用の回収コンテナ
	茶色のビン	飲食用の茶色のビン	
	その他の色のビン	飲食用のその他の色のビン	
	陶器類	茶碗や皿などの食器類、土鍋、壺、すずり、せともの、すり鉢、植木鉢など	専用の回収バケツ
	ガラス類	ガラス製の容器、化粧品ビン、割れたビン、割れたガラスなど	
	乾電池	電池類	
	蛍光管	蛍光管	
	その他の燃えないごみ	ライター、白熱電球、鏡	
	ペットボトル	ペットボトル	専用の回収ネット、回収バケツ
	ペットボトルのふた	ペットボトルのふた	
	白色トレイ・発泡スチロール	白色トレイ・発泡スチロール	
	新聞・ちらし	新聞、ちらし	束ねてひもで縛る
	雑誌類	雑誌、本、ノート、漫画本、週刊誌、絵本、パンフレット、カタログなど	
	その他紙類	包装紙・紙袋・菓子の紙箱・ティッシュ箱・名刺・メモ用紙・コピー用紙などの雑紙	紙袋に入れて出す
	ダンボール	ダンボール	束ねてひもで縛る
	紙パック	牛乳・ヨーグルト・ジュース・酒などの紙パック	専用の回収コンテナ
	古着・毛布	スーツ・シャツ・セーター、肌着、靴下、ネクタイ、シーツ、バスタオル、毛布など	市販の透明または半透明なビニール袋
	アルミ缶・スチール缶	アルミ缶、スチール缶、かんづめ缶、菓子缶、スプレー缶など	専用の回収コンテナ
その他金属類	鍋、釜、やかん、フライパン、一斗缶、機械オイル缶、おもちゃ、傘、ポット、ジャー、コンセントコードなど		
粗大ごみ	粗大ごみ	家電品（5品目以外）、家具、タイヤ、消火器、自転車、布団、カーペット、電気毛布、ガスレンジなど	自己搬入または戸別回収を依頼
	家電5品目	テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫	自己搬入または戸別回収を依頼
	剪定枝	庭木の剪定枝（長さ2m、太さ12cmまで）	自己搬入

3. 2. 3 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

次にごみ排出量の推移を示します。

本市のごみ排出量は直近5年で見ると2013年度（平成25年度）の17,097 tから減少し2017年度（平成29年度）には16,197 t（約5%減）となっています。

生活系ごみ量^{※1}においては、2013年度（平成25年度）以降減少しており、2017年度（平成29年度）に11,377 tとなっています。

事業系ごみ量^{※2}においては、2014年度（平成26年度）まで減少したのち、増加に転じており、2016年度（平成28年度）には4,770 tとなっています。

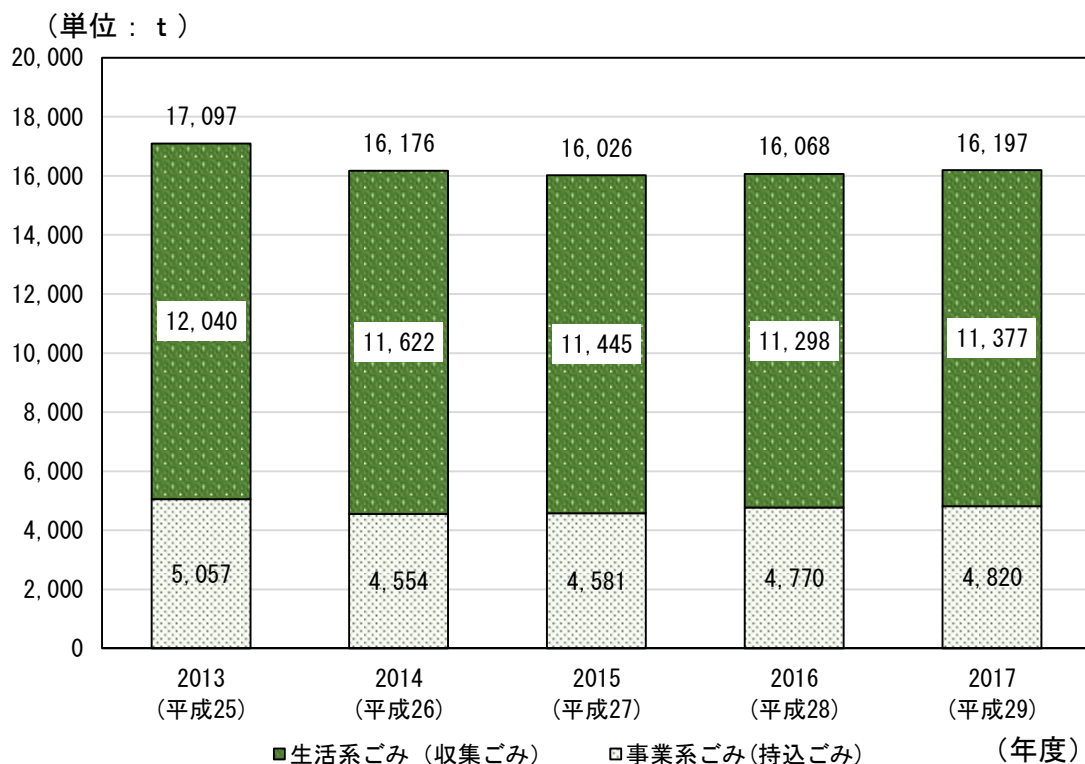


図 3-5 ごみ排出量の推移

※1 生活系ごみ：市が定期収集する資源物の総量

※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設などに搬入したごみ及び資源物の総量

2) ごみ排出量の構成比と1人1日当たりのごみの排出量

2015年度（平成27年度）の生活系ごみと事業系ごみの1人1日当たりのごみ排出量を図3-6に示します。本市の生活系ごみは、国と比較して9%、茨城県と比較して10%低い値となっています。

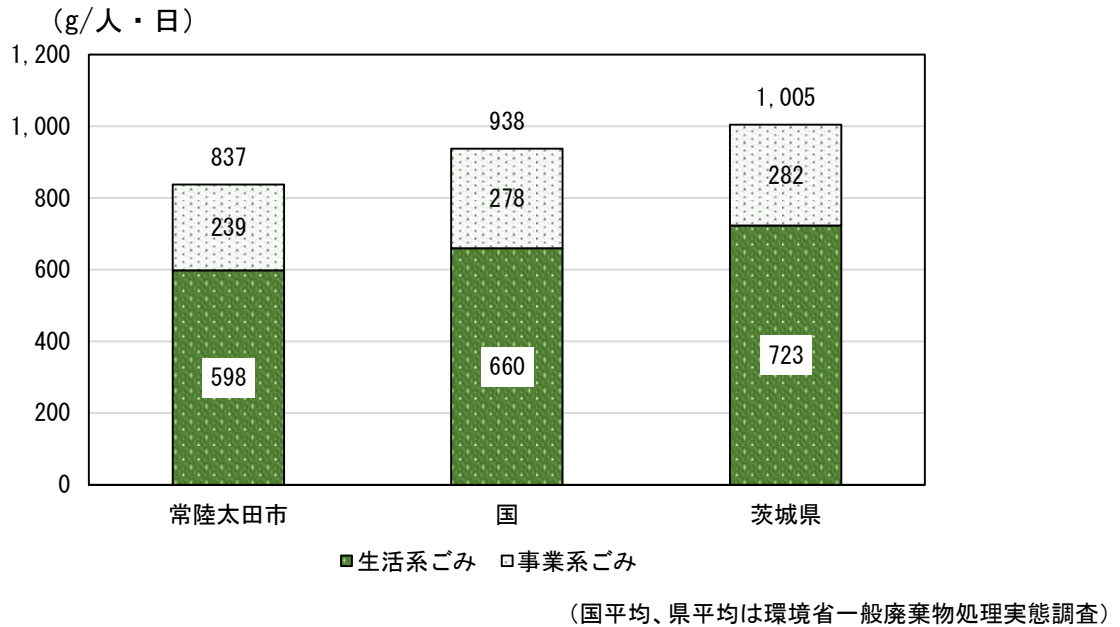


図3-6 1人1日当たりの排出量の比較（平成27年度）

3) 1人1日当たりの排出量の実績

本市の1人1日当たりのごみの排出量は、2014年度（平成26年度）から微増傾向であり、2017年度（平成29年度）の875gが最も多くなっています。

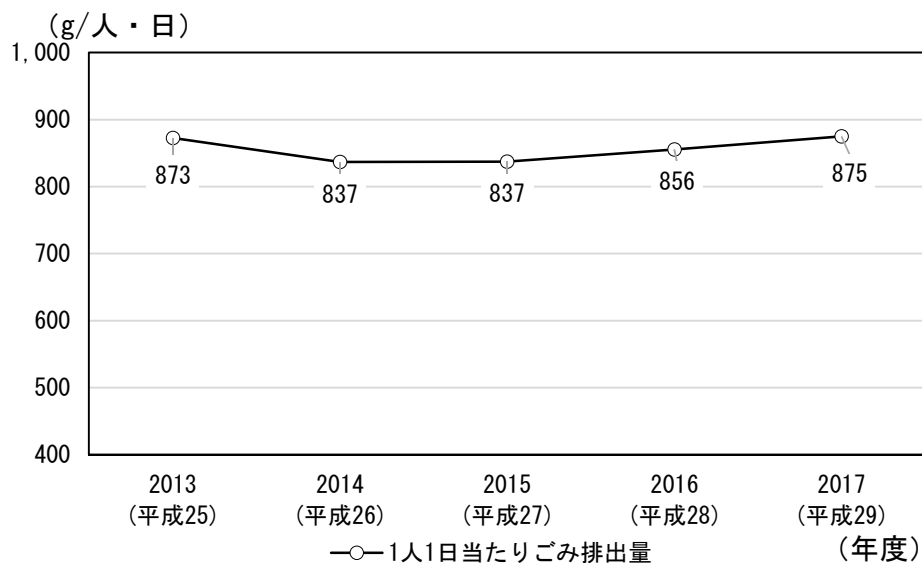


図3-7 1人1日当たりのごみの排出量の推移

3. 2. 4 再資源化の実績

1) 再資源化量と資源化率の推移

再資源化量と資源化率の推移を表 3-8、内訳を表 3-6 に示します。

本市の再資源化量は、2013年度（平成25年度）の2,093 tから減少し、2016年度（平成28年度）には1,850 tになりました。その後、2017年度（平成29年度）は増加し、1,962 tとなっています。

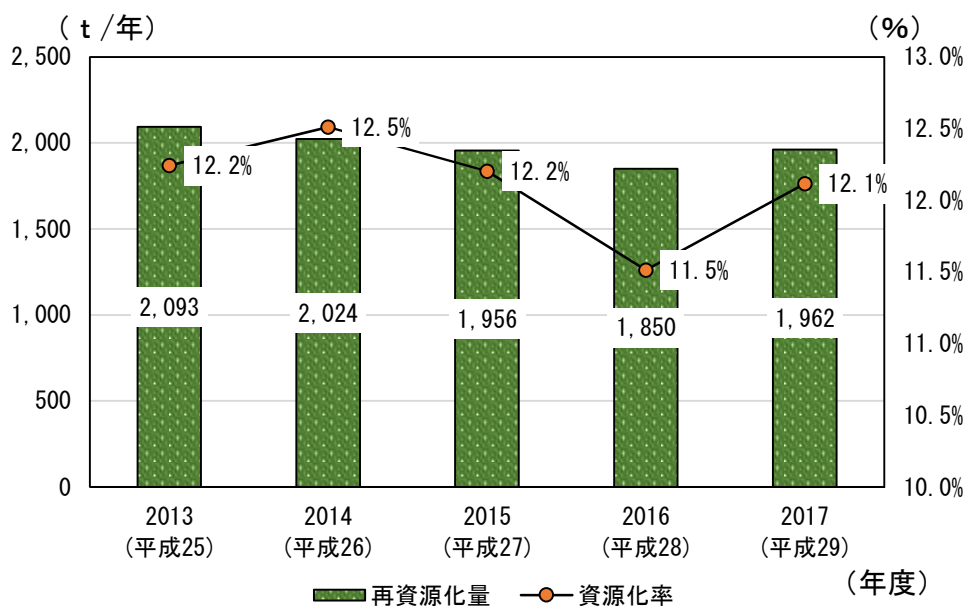


図 3-8 再資源化量と資源化率の推移

表 3-6 再資源化量の内訳

	単位	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
再資源化量	t/年	2,093	2,024	1,956	1,850	1,962
アルミ缶プレス	t/年	53	63	53	56	58
スチール缶プレス	t/年	119	111	95	92	81
リサイクル破碎鉄	t/年	79	47	49	40	49
その他のアルミ	t/年	17	15	16	17	15
真鍮・銅・雑線	t/年	7	7	7	6	7
鉄干地	t/年	252	251	259	231	268
ダンボール	t/年	168	181	172	170	182
新聞	t/年	200	229	232	229	246
雑誌	t/年	211	221	215	194	212
白色トレイ	t/年	19	20	19	10	18
ペットボトル	t/年	73	54	58	63	63
乾電池	t/年	12	14	23	11	29
蛍光管	t/年	33	5	11	5	9
ガラス・陶器類	t/年	209	200	191	186	172
紙パック	t/年	13	3	3	3	3
色分ビン類	t/年	486	464	424	424	384
処理困難物	t/年	0	0	0	0	0
エコキャップ	t/年	9	6	4	2	4
古布	t/年	57	55	56	49	57
廃タイヤ	t/年	18	14	12	11	8
未使用消火器等	t/年	2	0	0	0	1
バッテリー	t/年	-	4	0	0	3
小型家電・携帯電話	t/年	-	11	12	12	13
集団回収量	t/年	56.05	48.72	44.51	38.88	80.33
資源化率	%	12.2%	12.5%	12.2%	11.5%	12.1%

※再資源化量に廃食用油は含まない。

※四捨五入の関係により合計と内訳が一致しない場合があります。

3. 2. 5 ごみ質分析結果

1) ごみの種類組成（乾燥重量比）

2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の常陸太田市清掃センターのごみの種類組成の平均値は、紙類が24.6%、厨芥類が16.5%、布類が15.4%、草木類が18.2%、プラスチック類が19.7%、ゴム類が2.3%、金属類が1.9%、ガラス類が0.3%、セトモノ・砂・石が0.3%、その他が0.8%を占めています。

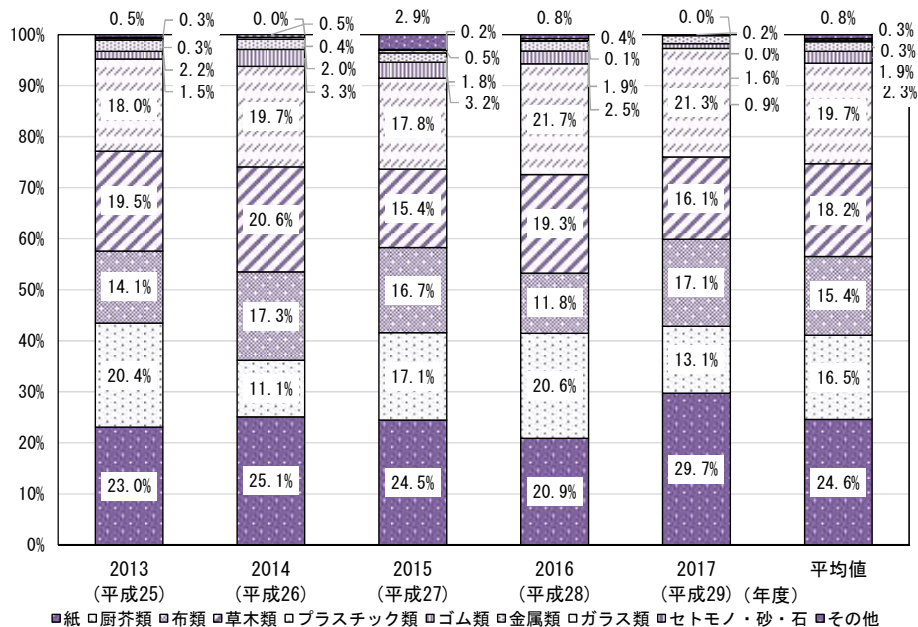


図 3-9 ごみの種類組成

2) ごみの三成分値（重量比）

図 3-10 に、ごみの三成分値を示します。

2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の三成分値の平均値は、水分が46.6%、灰分が10.7%、可燃分は42.7%となっています。

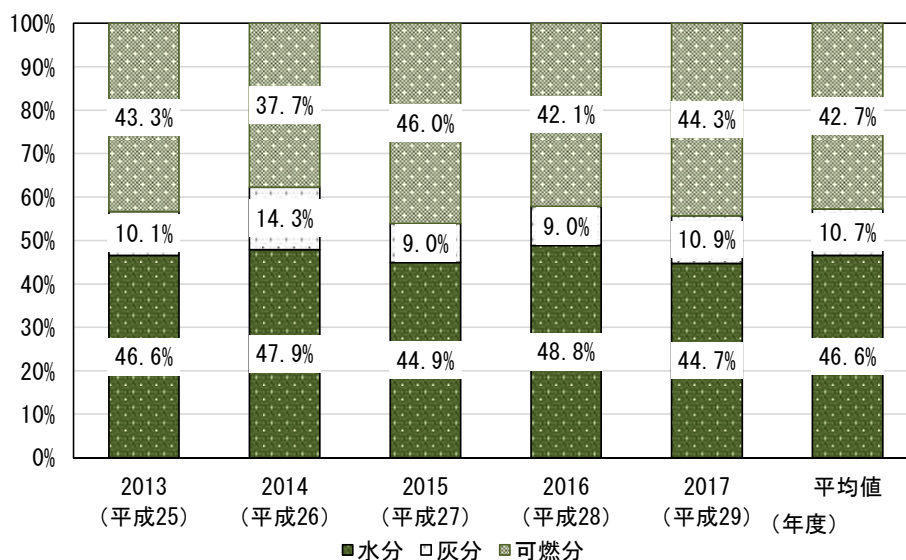


図 3-10 ごみの三成分値

3. 2. 6 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬の状況を次に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。

表 3-7 収集・運搬の状況

分別品目	収集回数	排出場所
燃やすごみ	週 2 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
資源物	月 1 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
燃えないごみ	月 1 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
粗大ごみ	随時	戸別収集 (申請による有料制)

(平成 30 年 3 月末現在)

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を次に示します。

収集委託の収集車両台数は 10 台、総積載量は約 20 t となっています。

表 3-8 収集・運搬車両の状況

項目	区分		
	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	23	131	154
積載量[t]	46	349.7	395.7
件数[件]	4 社	32 社	36 社

(平成 30 年末現在)

3. 2. 7 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を次に示します。

表 3-9 中間処理の状況

分別品目	中間処理などの概要
燃やすごみ	常陸太田市清掃センターの焼却処理施設で焼却し、最終処分しています。
資源物	常陸太田市清掃センターの資源化ごみ処理設備で選別し、可燃残渣は焼却し、有価物は再資源化しています。
燃えないごみ	常陸太田市清掃センターの資源化ごみ処理設備で選別し、可燃残渣は焼却し、有価物は再資源化、選別後の燃えないごみは最終処分しています。
粗大ごみ	粗大ごみ処理設備で破碎・選別し、可燃残渣は焼却し、有価物は再資源化、破碎不適物は専門業者に引き渡して適正処理をしています。

2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を次に示します。

(1) 焼却処理施設・粗大ごみ処理施設

表 3-10 焼却処理施設・粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	常陸太田市清掃センター（ごみ処理施設）
所在地	常陸太田市増井町 1763 番地
竣工年月日	2002 年（平成 14 年）2 月 28 日
敷地面積	41,935 m ²
建物面積	焼却施設棟：6,579 m ²
	リサイクルプラザ施設棟：4,549 m ²
焼却施設	炉型式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力：100 t/日（50 t/24h×2 基）
リサイクルプラザ施設	処理能力：21 t/5h（1 基）

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量の推移を示します。

焼却処理量は 2015 年度（平成 27 年度）まで減少傾向でしたが、その後微増傾向で推移しています。

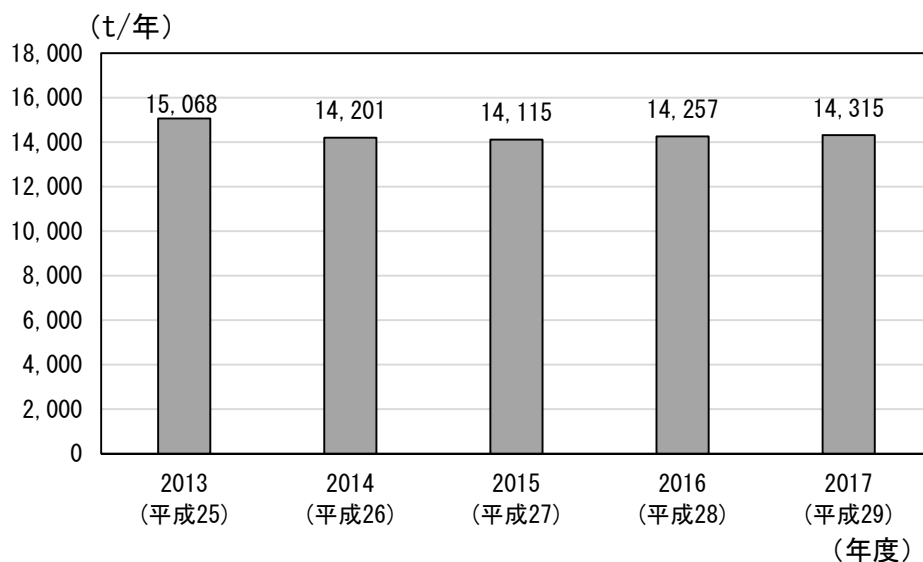


図 3-11 焼却処理量の推移

(2) 破碎処理量（資源物・燃えないごみ・粗大ごみ）

破碎処理量の推移を示します。

清掃センターにおいては、燃えないごみと粗大ごみの破碎・選別処理を行い、有価物は再資源化、可燃残渣は焼却処理をしています。破碎処理量は 2016 年度（平成 28 年度）まで減少傾向を示しましたが、2017 年度（平成 29 年度）には、増加に転じています。

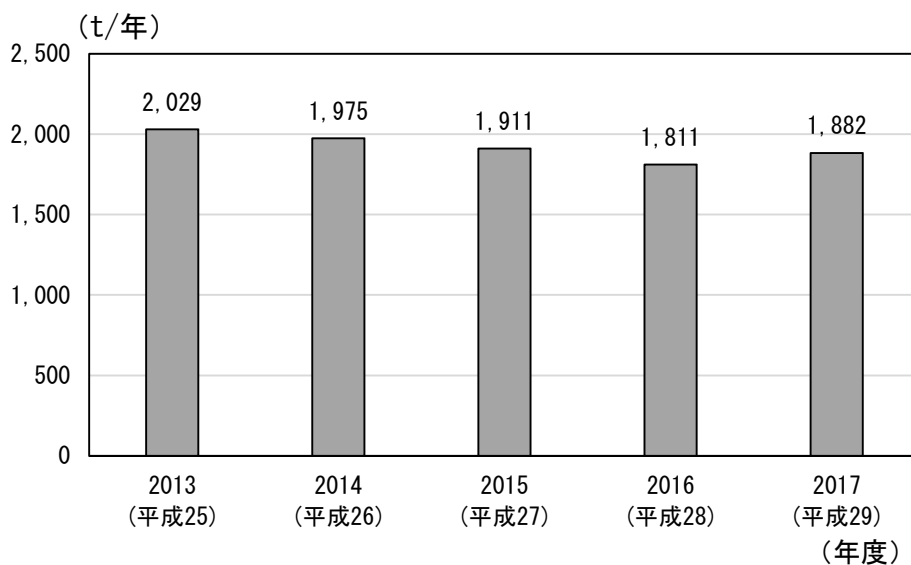


図 3-12 破碎処理量（資源物・燃えないごみ・粗大ごみ）の推移

(3) 再資源化量

再資源化量の推移を示します。

再資源化量は2016年度（平成28年度）まで減少傾向を示しましたが、平成29年度には、増加に転じています。

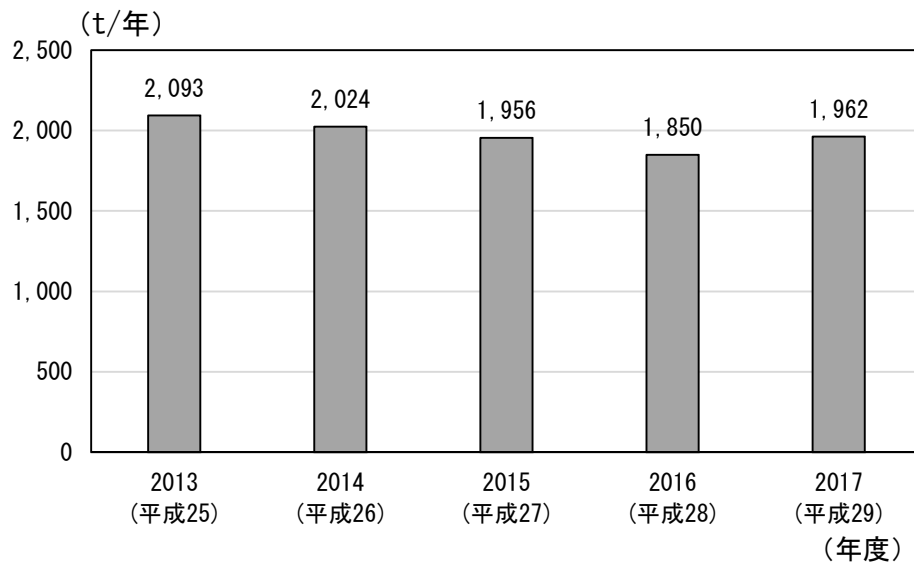


図 3-13 再資源化量の推移

3. 2. 8 最終処分概要

1) 最終処分の概要

本市は最終処分場を保有していないことから、市外の民間業者に委託しています。

2) 最終処分量

次に、最終処分量の推移を示します。

最終処分量は2016年度（平成28年度）まで減少傾向を示しましたが、2017年度（平成29年度）には、増加に転じています。

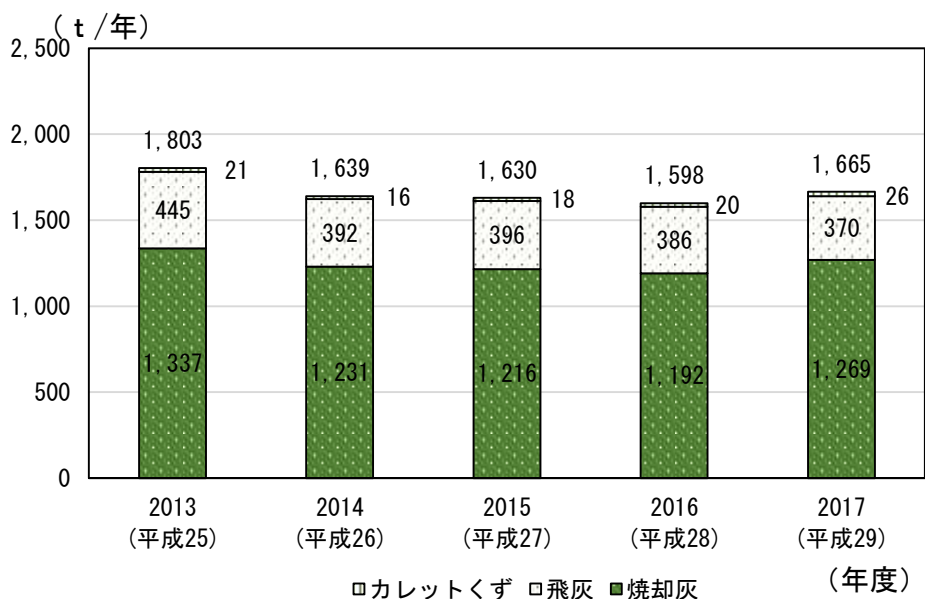


図 3-14 最終処分量の推移

3. 2. 9 ごみの処理経費

本市のごみ処理経費の推移を次に示します。

表 3-11 ごみ処理経費の推移

項目		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
歳入	清掃使用料	7,300	7,400	45,600	44,700	44,900
	清掃手数料	155,325,668	145,115,816	148,212,490	153,628,850	155,653,210
	国庫補助金	1,134,000	1,166,400	1,166,400	1,166,400	1,756,000
	雑入	23,514,123	28,748,117	20,848,168	16,408,077	23,405,437
	合計	179,981,091	175,037,733	170,272,658	171,248,027	180,859,547
歳出	市職員人件費	36,502,822	37,503,965	42,321,787	37,577,404	38,818,206
	塵芥処理費	637,505,638	659,359,166	661,281,921	640,754,811	556,070,131
	収集運搬費	87,435,600	90,374,522	90,564,480	91,062,360	91,069,920
	中間処理費	381,359,713	390,421,224	392,218,065	376,684,983	385,733,611
	工事費	168,710,325	178,563,420	178,499,376	173,007,468	79,266,600
	起債償還額	523,327,514	523,327,514	386,024,826	186,176,524	0
	合計	1,197,335,974	1,220,190,645	1,089,628,534	864,508,739	594,888,337

3. 2. 10 ごみの排出抑制・再資源化の状況

ごみの排出抑制・再資源化は、現在行っている資源化を基に、さらに容器包装リサイクル法を含めて検討し、市民の協力が得られる適切な方法でごみ減量化を図り、省資源・省エネルギーの観点に立ち、リサイクルを中心とした循環的な有効利用を推進します。

また、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては指導を行い、減量化を図るものとしします。

1) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制システムを構成する要素としては、システムを誘導する市と実際に行動する市民及び事業者があることから、それぞれの要素における対応を示し、排出抑制を進めていきます。

①市側の対応

- ・ 広報などを通してのごみに関する情報の周知とその徹底
- ・ 減量化に対する各種制度の確立
- ・ 市民のリサイクル運動に対する支援

②排出側（市民・事業者）の対応

- ・ 市民のごみ処理に対する意識の向上
- ・ 市民によるごみの減量化・リサイクル運動の推進
- ・ 事業者によるごみの減量化・資源化の推進

2) 排出抑制の具体策

ごみの排出を抑制し資源の循環的利用を促進するためには、市、市民、事業者の積極的な取り組みが重要なことから、それぞれの役割分担で推進します。

①市の役割

ア. 環境教育・普及啓発の充実

市は市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学等を含めた体験学習や出前講座を積極的に行い、ごみ問題のほか地球温暖化防止などの幅広い環境教育の充実を図ります。

イ. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの減量化がごみ総排出量の削減に有効との考えから、事業者に対し指導を行うなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

ウ. 容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋の消費量削減のため、市と常陸太田市民環境会議が連携し、レジ袋有料化協力店舗の拡充を進めていきます。

また、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、市民、事業者に対する普及・啓発に努めます。

エ. 環境物品等の使用促進

市自らも事業者としてグリーン購入・契約^{※3}など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

オ. ごみ減量化に対する助成制度の充実

「地域子ども活動推進事業（廃品回収）」などの補助金を交付し、市民及び活動団体の育成を図ります。

②市民の役割

ア. 市民による分別の徹底

市民へごみの分別方法の周知徹底を図ることにより、ごみの減量化を進めます。

イ. 容器包装廃棄物の排出抑制

商品購入に当たっては、自らマイバック等を持参し、また、簡易包装化されている商品や詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いている商品等を選択するなど、排出抑制に取り組みます。

ウ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパーなど再生品の使用やリターナルびん等の選択と返却に努め、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限りものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品等の購入に努めます。

③事業者の役割

ア. 発生源における排出抑制

事業における原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの減量化に努めます。また、資源として回収できるものが多く含まれていることから事業所での分別を徹底し、ごみの排出抑制及び再資源化を図っていきます。

イ. 過剰包装等の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できる容器包装等の簡易化に努めます。また、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造・販売に努め過剰包装等の抑制を図っていきます。

※3 「グリーン購入法（2001年）」及び「環境配慮契約法（2007年）」を指す。環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指すため策定された。

ウ. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と
使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料・構造面における工夫を行い、リターナブル容器の活用と詰め替え方式を採用するなどにより、容器包装等の減量化に努めます。また、資源として再生可能なものについては、製造・流通事業者による自主回収に努めます。

エ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパーなど再生品の使用やリターナルびん等の選択と返却に努め、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限りものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品等の購入に努めます。

オ. 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れ及び販売の工夫に努めます。また、外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や完食した場合のメリット付与等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。このような自らの取り組みを適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

3) 再資源化の方法

①古紙類・布類

古紙類の新聞・雑誌・ダンボール・紙パックと古布類は、月1回のステーション回収を行っています。

②ビン・陶器類

ビン・陶器類の資源化ビン類と陶器類・ガラス類は月1回のステーション回収を行っています。

分別による収集後は、市清掃センターにおいて選別し、リターナブルビン、カレットとしてリユース、リサイクルをしていきます。

③カン類

カン類の資源化カン類と金属その他カン類は月1回のステーション回収を行っています。

収集後は市清掃センターにおいて選別し、アルミ材、鉄材としてリサイクルしていきます。

④ペットボトル

ペットボトルは月1回のステーション回収を行なっています。

収集後は、市清掃センターにおいて選別・圧縮梱包し、ペットボトルを原料とした作業服、ファイル、ボールペン等の原料としてリサイクルしていきます。

また、ラベルやキャップの分別を徹底し、付加価値を高めていきます。

⑤トレイ類

トレイ類は、月1回のステーション回収を行っています。

収集後は市清掃センターにおいて選別し、スチロール樹脂化していきます。

⑥乾電池

乾電池は、月1回のステーション回収を行っています。

収集後は、市清掃センターにおいて選別し資源物として回収、その後専門の処理場においてリサイクルしていきます。

⑦蛍光管

蛍光管は、月1回のステーション回収を行っています。

収集後は市清掃センターにおいて選別し資源物として回収、その後、専門の処理場においてリサイクルしていきます。

⑧粗大ごみ

粗大ごみは、市民及び事業者へ直接清掃センターへ自己搬入してもらうか、又は回収を依頼した市民宅へ行き戸別回収（月1回）をしています。

収集後は、市清掃センターにおいて破砕・機械選別し資源物の回収を行っています。

3. 2. 11 類似自治体との比較検討

1) 類似自治体との比較

一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、人口規模や産業構造が類似している都市を示します。本データは環境省 2016 年度（平成 28 年度）廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

表 3-12 類似自治体との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化 等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分 される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	919	16.1	9.4	11,219	34,707
常陸太田市	838	13.5	9.7	9,205	29,914
指数値	110.0	84.0	97.0	122.0	116.0
指数の見方	指数が大きいほどごみ 排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源 回収率は高くなる	指数が大きいほど最終 処分される割合は小さ くなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経費 は少なくなる	指数が大きいほど費用 対効果は高くなる

※:RDF(Refuse Derived Fuel):家庭で捨てられる燃やせるごみを破碎・乾燥し、接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの。

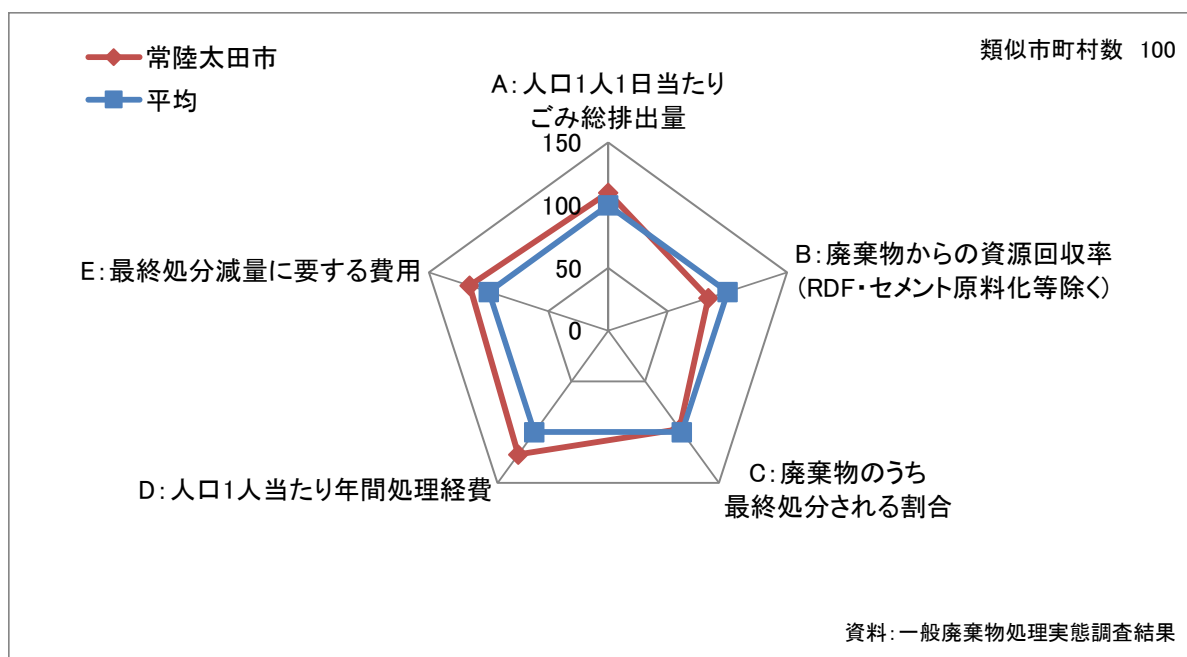


図 3-15 類似自治体との比較

2) 類似自治体との比較による主な相違点

図 3-15、表 3-12 に基づく類似自治体との主な相違点を次に示します。

(1) 1人1日当たりのごみの排出量

本市の1人1日当たりのごみの排出量は838g/人・日となっており、類似自治体の1人1日当たりのごみの排出量の平均値919g/人・日を下回っています。

(2) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）

本市の再資源化率は13.5%となっており、類似団体の平均値16.1%を下回っています。

(3) 最終処分率

本市の最終処分率は9.7%となっており、類似自治体の平均9.4%とほぼ同値です。

(4) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、9.2千円で類似自治体の平均値11.2千円を下回っています。

(5) 最終処分減量に要する費用

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、29.9千円で類似自治体の平均値34.7千円を下回っています。

3. 3 ごみ処理の課題の整理

3. 3. 1 課題 1：発生・排出抑制

本市では、循環型社会を形成するために 3R を推進し、ごみの発生・排出抑制に係る取り組みを推進してきました。

本市の 2015 年度（平成 27 年度）の実績値 837 g/人・日は、全国平均値 938 g/人・日、県平均 1,005 g/人・日を下回っています。（図 3-6 参照）

しかし、再資源化率は 2017 年度（平成 29 年度）に増加の傾向が見られたものの、2014 年（平成 26 年）から 2016 年（平成 28 年）にかけては減少傾向でした。

更なる再資源化率向上のため、また、「第 3 次常陸太田市環境基本計画」と整合を図るためにも、4R^{※4}を推進し、より一層のごみの発生・排出抑制に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、再資源化を喚起していくことが課題となります。

3. 3. 2 課題 2：収集・再資源化

2017 年度（平成 29 年度）のごみ排出量のうち約 88.4%を燃やせるごみが占めています。（図 3-9 参照）その中でも、紙・布類は 46.8%を占めており、このことから、再資源化可能な資源物が燃やせるごみに混入していることがわかります。

本市では、2012 年度（平成 24 年度）より、3 区分 23 分別を実施していますが、本市の 2016 年度（平成 28 年度）の再資源化率は 11.5%で、県平均 22.3%、国平均 20.3%を下回っています。

ごみの分別方法の周知の徹底や、ごみの排出状況についての情報を正確にわかりやすく伝えることで、排出段階における資源物の分別を徹底することが課題です。

3. 3. 3 課題 3：中間処理

安全かつ安定した処理を継続するために、本市において分別等により可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

また、常陸太田市清掃センターの焼却処理施設は稼働から 17 年経過しています。これまでも、毎年施設の定期的な整備・補修を実施していますが、施設全体に経年的な劣化が見られるため、2017 年度（平成 29 年度）に長寿命化総合計画を策定し、改良工事を実施することにより耐用年数の延長を図ってまいります。

※4 4つのR「Refuse（リフューズ：断る）」、「Reduce（リデュース：減らす）」、「Reuse（リユース：再利用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のこと

3. 3. 4 課題4：最終処分量

本市は最終処分場を有していないため、焼却残渣を市外の最終処分場で処分しています。

こうした現状を踏まえ、ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進しながら、最終処分量を更に削減することが課題となっています。

3. 3. 5 課題5：その他

①不法投棄

廃棄物を正しいルールで排出することは、市民・事業者の責務です。しかし、現実にはルールを無視して不法投棄する者が後を絶ちません。

環境保全の観点から、不法投棄の防止策を検討する必要があります。

②医療廃棄物

医療廃棄物のうち、在宅医療に伴って排出される注射針は、高齢社会の進展、医療技術の進歩により増加することが想定されます。注射針による針刺し事故など医療廃棄物処理対策の検討が必要です。

3. 4 ごみ処理基本計画

3. 4. 1 基本目標

2018年度（平成30年度）に策定された「第3次常陸太田市環境基本計画」では、「自然の恵みとかがやく笑顔を未来へつなぐまち」を目指すべき将来像とし、実現に向けて5つの目標を定めています。その中の一つである、「ごみを減らし資源を有効活用するまち」の具体的な施策として「ごみの減量化・再資源化」、「省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進」が示されています。

この計画を受け、本計画はごみの4R「Refuse（ごみになるものは買わない・断る）Reduce（ごみの発生抑制・少なくする）Reuse（再使用する）Recycle（再生利用する）」を基本方針として掲げ、市民一人ひとりの自然環境や資源への意識の高揚を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みを強化し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくこととしています。

ごみを減らし資源を有効活用するまち

ごみの減量化・再資源化の推進

資源を大切に持続可能な循環型社会を形成するため、低炭素化及び自然との共生に向けた温室効果ガス排出抑制に関する取り組みを推進するとともに、市民・市民団体・事業者への生産・消費活動における廃棄物発生抑制の重要性の啓発等、循環型社会形成推進基本法の理念を基に、4R活動を軸に推進を図ります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により定めた本計画に基づき、ごみの排出量の削減とリサイクル率向上のための取り組みを進めます。

省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進

ごみを減らし資源を有効活用するまちを目指すため、省エネルギーを推進するとともに、自然エネルギーなど再生可能エネルギーの利用に向けた様々な取り組みについて促進と支援に努めます。

3. 4. 2 ごみの減量化・再資源化

国及び県のごみ減量化・再資源化目標を踏まえた上で、本計画に示す様々な取り組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

目標年度：2028年度

- ・ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 約102g^{*}削減を目指します（2017年度比）
※実際の削減量は約72g（資源物以外の削減量：102g-資源物量等の増加分30g）
- ・ ごみの再資源化率を19.1%まで引き上げます。

1) 減量化目標

国及び県の目標値を基にした、本市の生活系ごみの削減目標を以下に示します。

なお、県の目標値については参考とするものとし、継続的なごみ排出量の削減を行うことで達成するものとします。

減量化目標

指標：1人1日当たりの生活系ごみ排出量（g/人・日）（資源物等の資源除く）

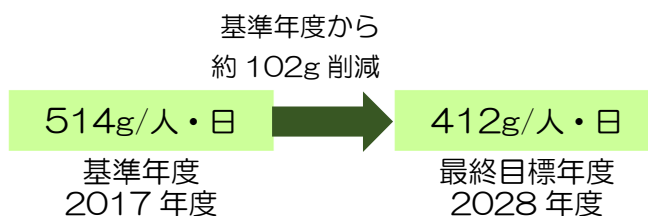


表 3-13 生活系ごみの削減量の内訳

	平均ごみ質 (湿ベース)	生活系ごみ 内訳	原単位	削減目標		備考	
				%	%		
	%	t	g/人・日	g/人・日	%		
可燃ごみ組成	紙類	1,809	98	20	20	紙類の資源化	
	布類	1,143	62	10	16		
	木竹類	1,905	103	20	19	発生抑制	
	プラスチック類	1,333	72	10	14	レジ袋等の削減	
	ゴム・皮革類	190	10				
	生ごみ	ちゅう芥類	2,953	159	42	26	
					(20)	13	食べ残し等の削減
					(22)	14	水切りの強化
	不燃物類	190	10				
	その他	0	0	0			
合計	9,523	514	102				
資源物・燃えないごみ・粗大ごみ		1,854	100		0	発生抑制	
削減目標 合計			614	102			

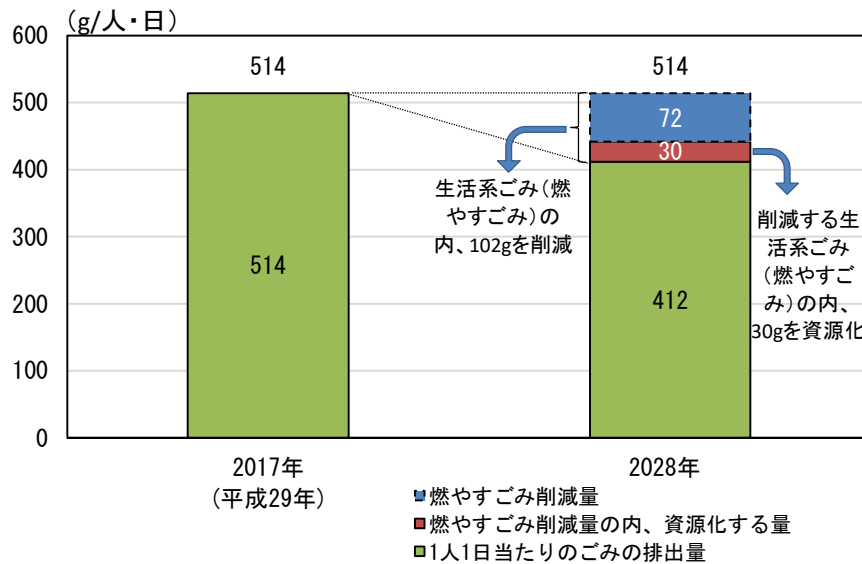
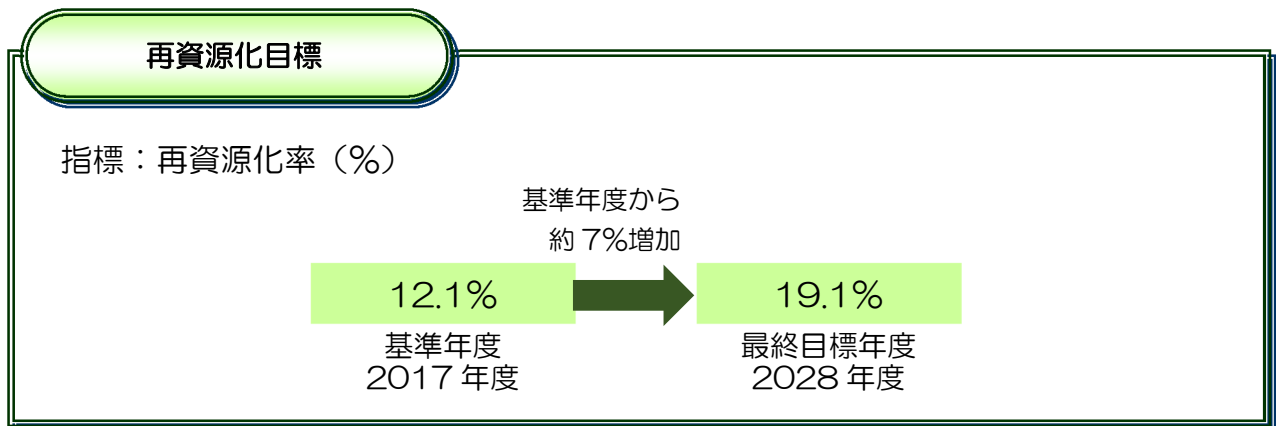


図 3-16 生活系ごみの削減量の内訳

2) 再資源化目標

本市のごみの削減量と、再資源化するごみ量から、再資源化目標を以下のとおりとします。

なお、県の目標値については参考とするものとし、継続的な再資源化率の向上及び、集団回収や事業による資源物の回収量の把握を行うことで達成するものとします。



3) 現状のまま推移した場合の将来値

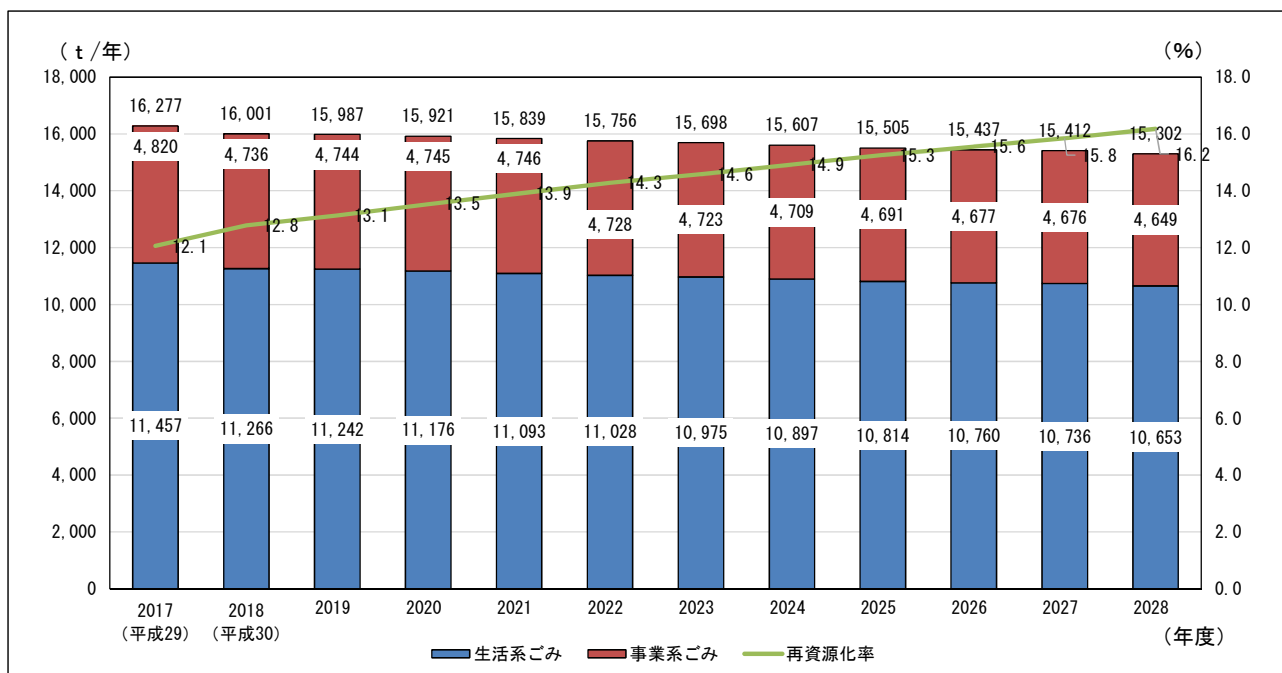


図 3-17 現状のまま推移した場合

表 3-14 実績値と予測値の関係

		本計画の目標値	実績値		予測	
		2028年度	2013年度 (平成25年度)	2017年度 (平成29年度)	2020年度	2028年度
総排出量(集団回収,行政回収含む)	t		17,161	16,277	15,921	15,302
1人1日当たりの排出量 ^{※1} (集団回収,行政回収含む)	g/人・日	803	873	875	868	884
生活系ごみ	t		12,096	11,457	11,176	10,653
1人1日当たりの生活系ごみ ^{※2}	g/人・日	502	546	514	487	442
事業系ごみ	t/年		5,065	4,820	4,745	4,649
1人1日当たりの事業系ごみ	g/人日	238	258	260	260	270
再生利用率	%	19.1%	12.2	12.1	13.5	16.2
最終処分量	t/年	1,551	1,803	1,665	1,825	1,754

□は未達成

※1: 1人1日当たりのごみ排出量(本計画の目標値)

=平成25年度の約8%減

※2: 1人1日当たりの生活系ごみ(本計画の目標値)

=平成25年度の約8%減

※2: 1人1日あたり生活系ごみ=生活系ごみ-(集団回収量+行政回収+資源物+生ごみ+直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの)

4) 目標を達成した場合の将来値

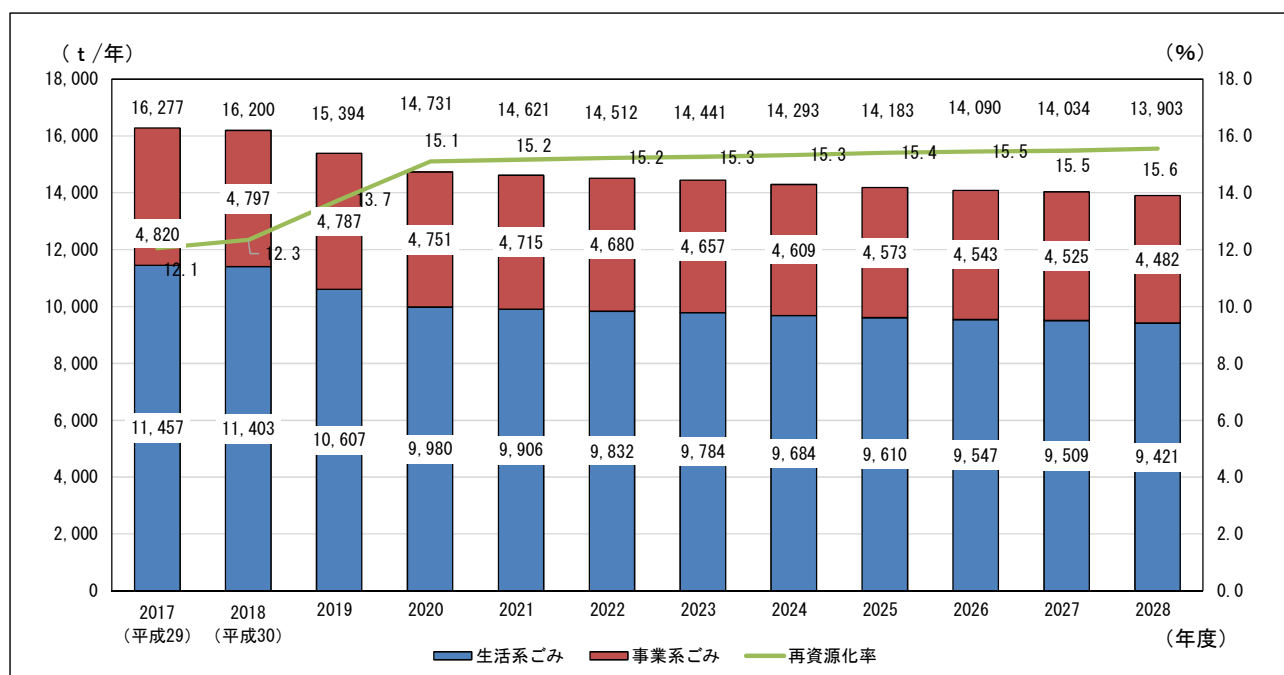


図 3-18 目標を達成した場合

表 3-15 実績値と目標値の関係

		本計画の目標値	実績値		予測	
		2028年度	2013年度 (平成25年度)	2017年度 (平成29年度)	2020年度	2028年度
総排出量 (集団回収,行政回収含む)	t/年		17,161	16,277	14,731	13,903
1人1日当たりの排出量 ^{※1} (集団回収,行政回収含む)	g/人・日	803	873	875	803	803
生活系ごみ	t/年		12,096	11,457	9,980	9,421
1人1日当たりの生活系ごみ ^{※2}	g/人・日	502	546	514	412	412
事業系ごみ	t/年		5,065	4,820	4,751	4,482
1人1日当たりの事業系ごみ	g/人日	238	258	260	260	260
再生利用率	%	19.1%	12.2	12.1	15.1	15.6
最終処分量	t/年	1,551	1,803	1,665	1,689	1,594

再生利用率に集団回収及び事業による回収率が含まれていないため、排出量を把握することでさらに4%引き上げることとします。

※1: 1人1日当たりのごみ排出量(本計画の目標値) = 平成25年度の約8%減

※2: 1人1日当たりの生活系ごみ(本計画の目標値) = 平成25年度の約8%減

※2: 1人1日あたり生活系ごみ = 生活系ごみ - (集団回収量 + 行政回収 + 資源物 + 生ごみ + 直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの)

5) 施策

基本方針及びごみの減量化目標達成のため、以下に施策を示します。

①4R 活動の推進

- ・4R 活動の推進を図るため、市民・市民団体・事業者への啓発チラシの配布、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。
- ・エコバッグの利用促進のための啓発活動を推進します。

②ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上

- ・事業所からのごみの排出量を削減し、資源循環するための啓発活動を推進します。
- ・家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用（堆肥への活用等）する仕組みづくりを進めます。
- ・小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型電子機器のリサイクルについて、専用回収ボックスの設置や常陸太田市清掃センターでの分別等を実施し、携帯電話等の小型電子機器に含まれる希少金属の積極的な回収及び再資源化を推進します。
- ・ごみの排出量を削減するため、レジ袋の使用削減を推進し、無料配布中止店の拡大を目指します。
- ・家庭から排出された廃食用油を市役所本庁・支所等に設置した専用回収ボックスで回収し製品の原料として再資源化を図ります。
- ・環境への負荷を低減していくため、食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援し、ごみの排出量の削減を推進します。

③不法投棄の未然防止

- ・不法投棄の早期発見・早期対応のためのパトロールの実施等、茨城県ボランティア U. D. (不法投棄) 監視員等と連携を図り、監視体制の充実を目指します。
- ・市民・市民団体・事業者に対して不法投棄防止の啓発の実施等、未然防止に努めます。

④再生可能エネルギーの利用促進と支援

- ・常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例に基づき、再生可能エネルギー発電設備の適正かつ秩序ある設置を推進します。
- ・太陽光発電設備を設置する世帯への設置費補助を実施し、再生可能エネルギー機器の導入の支援を進めます。
- ・市の公共施設における太陽光発電設備の管理を引き続き行い、更なる導入を推進します。
- ・太陽光、風力、水力発電等の既存の再生可能エネルギーの有効利用のほか、バイオマス等の未利用エネルギーの活用について、調査研究を進めてまいります。

3. 4. 3 収集・運搬計画

1 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、適正な処理・処分を実施します。また、ごみの適正な排出方法等を守るよう、啓発していきます。

2 収集運搬に関する施策

現在の分別方法、収集・運搬方法を今後も継続し、推進していくものとします。

(1) 収集区域

収集区域は本計画区域とします。

(2) 収集運搬方法

- ・事業所から発生するごみについては、排出者自らが処理すること、又は市が許可する収集業者委託による処理を徹底するとともに、分別についても徹底します。
- ・地球温暖化対策の観点から、低公害車の収集車両について推進します。
- ・ごみ集積所の分別を守らない違反排出に対するごみ袋の残置、カラスや猫等動物によるごみの散乱等の問題について、適正な排出がなされるよう管理体制を構築します。

3. 4. 4 中間処理計画

1 中間処理に関する目標

本市では搬入されたごみを一括処理しています。搬入されたごみの資源化を進め、本市の常陸太田市清掃センターで安全かつ衛生的に処理を行います。

2 中間処理に関する施策

- ・燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物については常陸太田市清掃センターで選別・処理等を引き続き行っていきます。
- ・有害ごみについては常陸太田市清掃センターで一時保管した後、民間事業者へ委託し適正な処分を行います。
- ・常陸太田市清掃センターは、2002年（平成14年）2月に竣工し、17年が経過しました。長寿命化総合計画に基づき、施設の改良工事を実施することにより耐用年数の延長を図ってまいります。

3. 4. 5 最終処分計画

1 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、資源物の分別収集を継続していきます。

2 最終処分に関する施策

本市は最終処分場を有していないため、市外の管理型処分場に最終処分を委託しています。

3. 4. 6 その他の施策など

1 不法投棄対策

廃棄物を適正処理するためには応分の費用負担を伴いますが、その認識がない人により不法投棄されると、環境保全に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

不法投棄を防止するため、啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や市民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に社会的な影響が大きく悪質であると判断された場合には、警察との連携により対応していきます。

2 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、「在宅医療に伴って発生する廃棄物」と「医療機関などから発生する廃棄物」に大きく分類されます。そのうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、一般廃棄物であり、市に処理責任があります。

しかし、これらの廃棄物のごみとして排出されると、生活系ごみ収集時において注射針による針刺し事故などの危険性があります。そのため、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物処理するよう市民に指導しています。また、その他の非鋭利な物は市が処理しています。

高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などに起因して、今後ますます在宅医療が増加することが予想されます。そのため、今後も医療機関と連携しながら医療廃棄物処理対策に取り組んでいきます。

3 地球温暖化防止に関する対応

地域レベル・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、茨城県では茨城県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。(平成23年4月策定、平成29年3月改定)本市でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、燃やせるごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。また、収集・運搬車両を従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないPHVや走行時にCO₂を排出しないEVなど、次世代自動車の普及及び導入を目指す必要があります。

4 災害時の廃棄物処理に関する対策

東日本大震災などの被災時の教訓を活かすとともに、本市の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の選別再資源化、適正処理を推進します。

第 4 章 生活排水处理基本計画

4. 1 生活排水を取り巻く社会情勢

4. 1. 1 関係法令

1) 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法の概要を次に示します。

表 4-1 関連法の概要

年	月	関 連 法	概 要
1970年 (昭和45年)	12月	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
1983年 (昭和58年)	5月	浄化槽法施行	公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
1958年 (昭和33年)	4月	下水道法施行	公共下水道、流域下水道などの設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

2) 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。次に生活排水対策に関する国・県の計画の経過を示します。

表 4-2 国の方針・県の計画などの経過

年	月	関連する計画など
1996年 (平成8年)	3月	生活排水ベストプラン（茨城県）
2003年 (平成15年)	10月	社会資本整備重点計画（国）
2009年 (平成21年)	3月	第2次社会資本整備重点計画（国）
2012年 (平成24年)	8月	第3次社会資本整備重点計画（国）
2015年 (平成27年)	9月	第4次社会資本整備重点計画（国）
2016年 (平成28年)	3月	第4次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）

4. 1. 2 国、県の達成目標

1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定（平成 27 年 9 月）しており、汚水処理人口普及率^{※5}を 2020 年度までに約 96%にすることを目標としています。

2) 県の目標

県では、2016 年度（平成 28 年度）に第 3 回生活排水ベストプランを改訂しており、2025 年度を中間目標年度とし、汚水処理施設整備の概成を目指す（県の人口に対し 90.8%）とともに、長期計画として整備完了（県の人口に対し 100%）すること、長期的な観点から、効果的な維持管理や持続可能な汚水処理運営を考慮しています。

※5 本計画での「生活排水処理率」のことを言う。

4. 2 生活排水処理の状況

4. 2. 1 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理体系を次に示します。

生活雑排水は、流域下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽などから発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、常陸太田市クリーンセンター及び常陸太田市里美クリーンセンターのし尿処理施設で適正に処理しています。

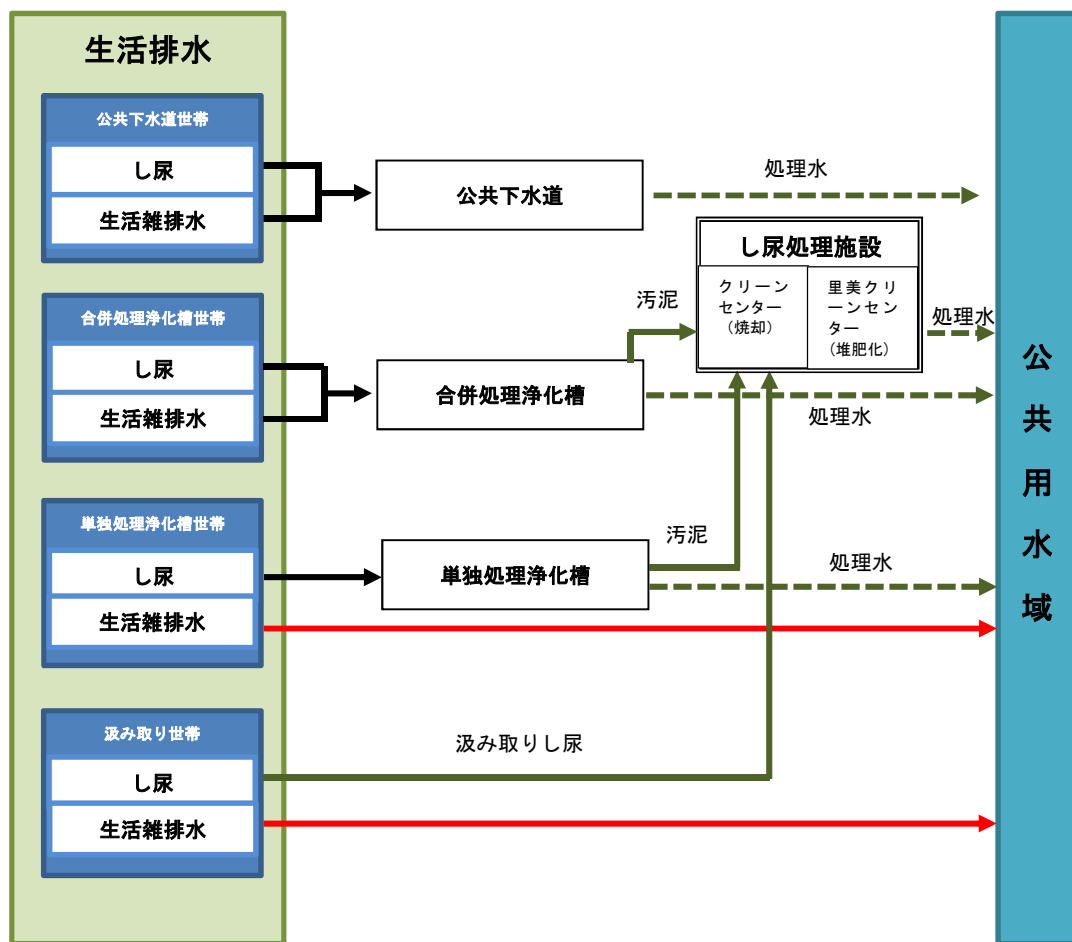


図 4-1 生活排水の処理体系

注) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

4. 2. 2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を次に示します。

表 4-3 生活排水の処理主体

項目	区分	生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
		収集・運搬	—	許可業者
	合併処理浄化槽	個人・事業者・市		—
	単独処理浄化槽	—	個人・事業者	
	し尿処理施設	—	常陸太田市クリーンセンター 常陸太田市里美クリーンセンター	

4. 2. 3 生活排水処理形態別人口

本市の処理形態別人口の推移を次に示します。

下水道及び合併浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口）が減少しています。

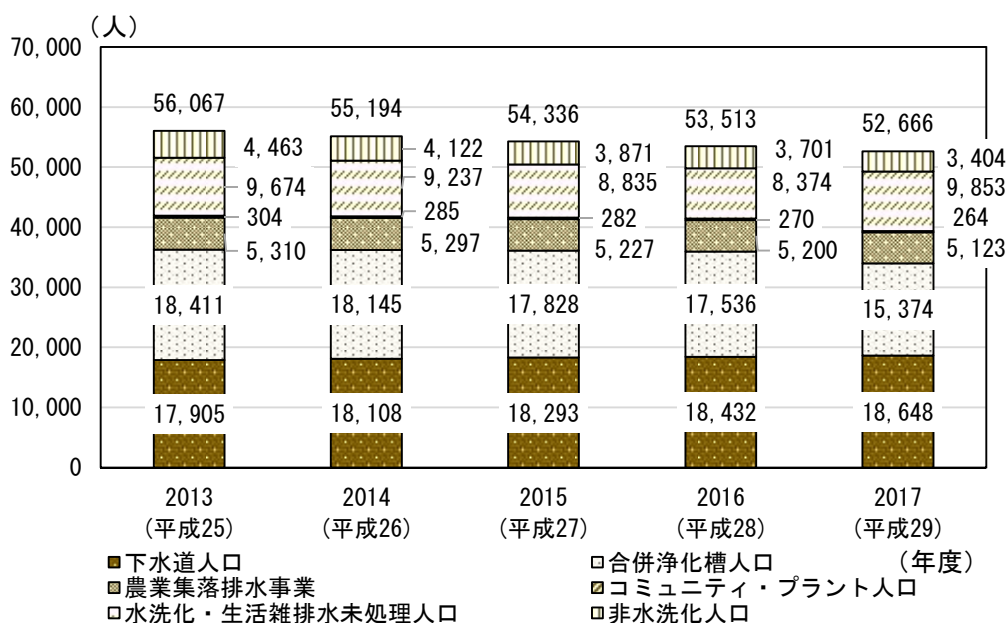
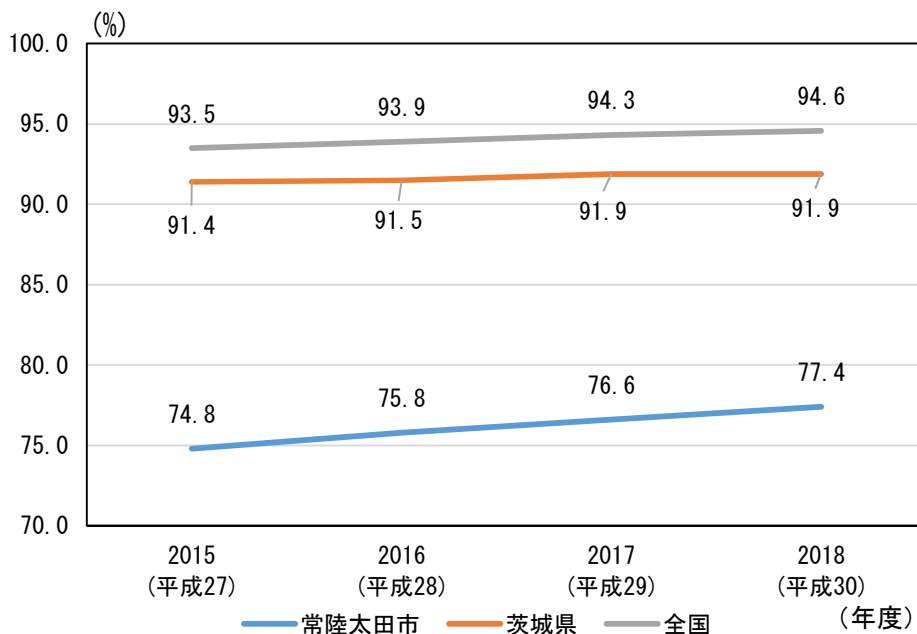


図 4-2 処理形態別人口

4. 2. 4 生活排水処理率の推移

本市の総人口に占める流域下水道、合併処理浄化槽などによって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、2016年度（平成28年度）に77.4%となっています。

国や県と比較すると、大きく下回った値となっています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査, 常陸太田市

図 4-3 生活排水処理率

4. 2. 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥量を次に示します。

浄化槽汚泥処理量、し尿処理量ともに、減少傾向を示しています。

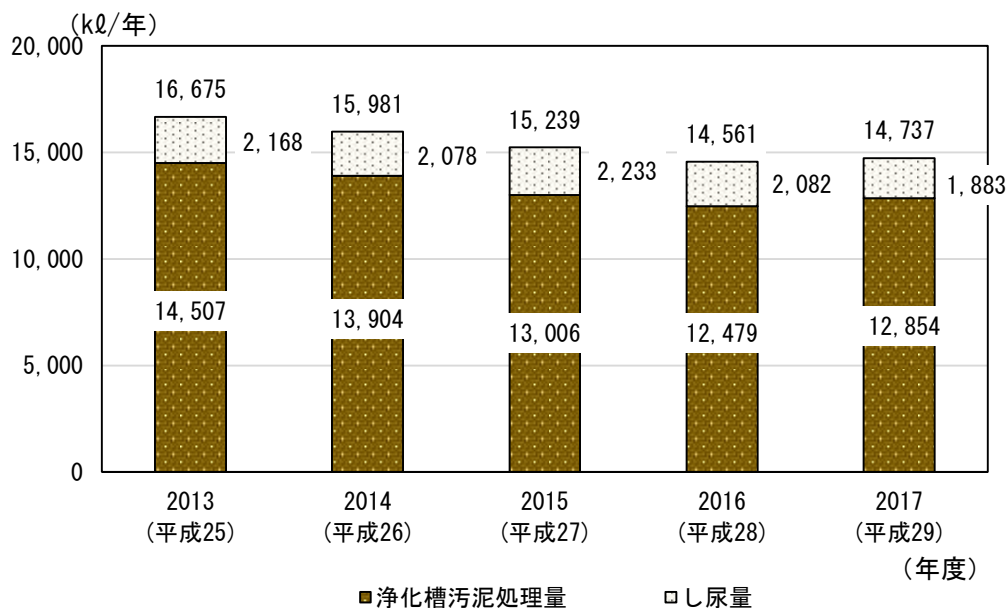


図 4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

4. 2. 6 収集・運搬

1) 収集・運搬の方法

し尿、浄化槽汚泥の収集は、2008年度（平成20年度）より全圏域が許可業者による収集・運搬となりました。

2) 収集・運搬車両

表 4-4 収集・運搬車両の状況

項目	収集許可		合計
	南部地区	北部地区	
収集車台数[台]	18	3	21
積載量[kℓ]	58.3	9.4	67.7
許可業者数[社]	6	2	8

3) 収集・運搬区域

し尿・浄化槽汚泥の収集対象区域は、本市全域です。

4. 2. 7 中間処理

1) 中間処理の概要

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、常陸太田市クリーンセンター、常陸太田市里美クリーンセンターのし尿処理施設で処理を行っています。

2) し尿処理施設の概要

本市のし尿処理施設の概要を次に示します。

表 4-5 し尿処理施設の概要

施設名称	常陸太田市クリーンセンター (し尿処理施設)	常陸太田市里美クリーンセンター (し尿処理施設)	
所在地	常陸太田市新宿町 1607-2	常陸太田市小菅町 2106-1	
竣工年月	1993年(平成5年)11月	2008年(平成20年)3月	
設計・施工	アタカ工業株式会社 (現在:日立造船株式会社)	アタカ工業株式会社 (現在:日立造船株式会社)	
敷地面積	16,945 m ²	3,513.81 m ²	
建物面積	1,390 m ²	310.43 m ²	
処理能力	55kℓ(し尿:40kℓ/24h・ 浄化槽汚泥:15kℓ/24h)	15kℓ(し尿:2kℓ/24h・ 浄化槽汚泥:13kℓ/24h)	
処理方式	主処理	高負荷脱窒素処理方式、固液分離 (重力沈降+遠心分離機)+凝集分離 (重力沈降)処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理+ 堆肥化設備
	高度処理	砂ろ過+活性炭吸着処理	活性炭吸着処理
	汚泥処理	市ごみ処理施設で焼却処分	濃縮:脱水
	臭気処理	高濃度臭気:生物脱臭 中濃度臭気:酸・アルカリ洗浄 +活性炭吸着 低濃度臭気:活性炭吸着	高濃度臭気:中濃度臭気系と合わせて処理 中濃度臭気:酸洗浄、アルカリ、次亜塩素 酸ナトリウム液洗浄→活性炭吸着 低濃度臭気:中濃度臭気系と合わせて処理

4. 2. 8 最終処分、再資源化

常陸太田市クリーンセンターの中間処理後の処理水は、渋江川へ放流し、処理後に発生するし渣及び汚泥は市ごみ処理施設で焼却処分をしています。

常陸太田市里美クリーンセンターの中間処理後の処理水は、里川へ放流し、処理後に発生するし渣及び汚泥は堆肥化しています。

4. 3 生活排水処理の課題の整理

4. 3. 1 課題 1：生活排水の未処理放流

生活雑排水とは、家庭、事業所などの厨房、風呂場、洗濯場などから排出される汚水のことです。単独処理浄化槽や汲み取りし尿の場合は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流れるため、公共用水域の汚染が懸念されます。そのため、生活雑排水の処理が可能な、公共下水道の普及に努めることが必要です。

4. 3. 2 課題 2：合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。ただし、維持管理が適正に行われな限り、その処理性能を発揮することはできません。そのため、合併処理浄化槽の維持管理方法について、常に指導をしていく必要があります。

また、市が設置・管理を行う戸別合併処理浄化槽の利用も併せて推進していきます。

4. 3. 3 課題 3：収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集量が、年々減少しています。今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、その減少に合わせた収集を計画し、効率的に収集していくことが必要です。

4. 3. 4 課題 4：中間処理

本市が収集しているし尿・浄化槽汚泥量は、平成 29 年度実績で約 40.4kℓ/日です。これは、現有のし尿処理施設の計画処理量（70kℓ/日）に対して 58%となっています。今後、処理量が年々減少していくため、処理性能を維持するための安定的な運転管理が求められます。

4. 4 生活排水処理基本計画の基本フレーム

4. 4. 1 基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになっていきます。

こうした状況の中で、「常陸太田市環境基本条例」や「常陸太田市環境基本計画」において、市民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指すこととしています。

以上のことを踏まえて、生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくこととします。

生活雑排水の適正処理の推進

公共用水域の水質保全のために、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から、生活雑排水の処理が可能な公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

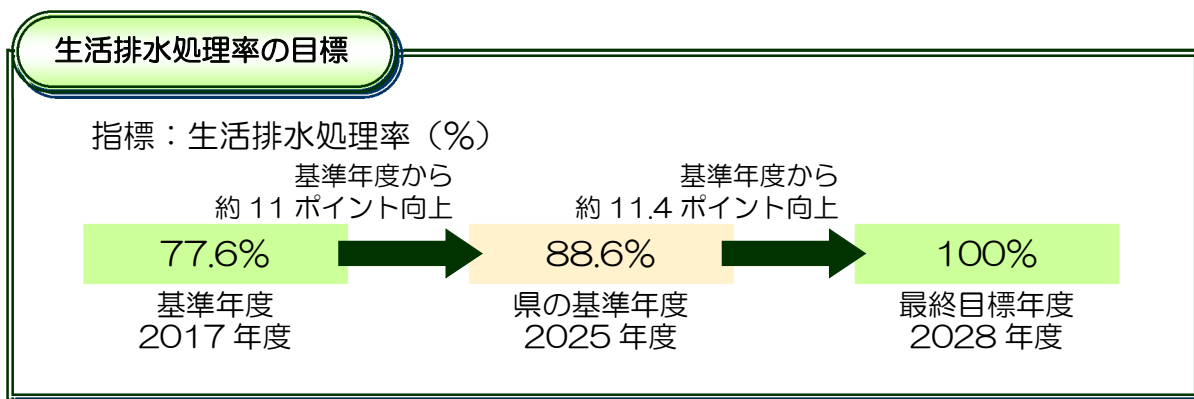
今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めます。

民間のノウハウを活用し、安定的な運転管理に対するニーズに対応します。

4. 4. 2 基本目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1) 生活排水処理率の目標



2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通しを以下に示します。

表 4-6 し尿・浄化槽汚泥量の見通し

区分		年度	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2025 (中間)	2028 (目標)
年間処理量	し尿量	kℓ/年	2,082	1,883	562	0
	浄化槽合計	kℓ/年	12,479	12,854	8,858	7,993
	合計	kℓ/年	14,561	14,737	9,421	7,993
1 日当たりの 処理量	し尿量	kℓ/年	5.70	5.16	1.54	0.00
	浄化槽合計	kℓ/年	34.19	35.22	24.27	21.90
	合計	kℓ/年	39.89	40.37	25.81	21.90
1 人 1 日当た りの排出量	し尿量	ℓ/人・日	1.56	1.54	1.73	1.74
	浄化槽合計	ℓ/人・日	1.09	1.15	1.03	1.01

4. 5 生活排水処理基本計画

4. 5. 1 普及・啓発計画

取り組みの目標

適切な生活排水処理が行われるよう、市民・事業者への普及啓発活動を推進します。

1) 行政の取り組み

(1) 合併処理浄化槽の維持管理の徹底

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、各種の普及啓発活動を行い、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、周知徹底を図ります。

また、市が設置・管理を行う戸別合併処理浄化槽の利用も併せて推進していきます。

4. 5. 2 収集・運搬計画

取り組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

1) 行政の取り組み

(1) 減少に伴う収集運搬体制の見直し

し尿及び浄化槽世帯の減少に伴い、収集運搬体制の見直しを行います。

4. 5. 3 中間処理計画

取り組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に応じた、処理体制の効率化、円滑化を図ります。

1) 行政の取り組み

(1) し尿処理施設の機能維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、し尿処理施設の整備については、維持管理を含めた定期整備を進めていきます。

(2) 減少に伴う中間処理体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、安定的な運転管理と予防保全を図ります。

4. 5. 4 その他の施策など

(1) 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時における廃棄物の処理等においては、バキューム車の確保が重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託業者及び近隣市や本市災害協定締結市とも相互支援の協力体制を図っていきます。

常陸太田市一般廃棄物処理基本計画

2019年(平成31年)3月

発行 常陸太田市

編集 常陸太田市 市民生活部 環境政策課
〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町 3690
TEL : 0294-72-3111 (代)